

平成22年予算審査特別委員会会議録（第2日目）

平成22年3月17日（水曜日）

午前10時00分開議

午後 3時50分閉議

本日の会議事件

開議宣告

会議録署名委員の指名

総括質問

議案第 4号 平成22年度士別市一般会計予算

議案第 5号 平成22年度士別市診療施設特別会計予算

議案第 6号 平成22年度士別市国民健康保険事業特別会計予算

議案第 7号 平成22年度士別市老人保健特別会計予算

議案第 8号 平成22年度士別市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 9号 平成22年度士別市介護保険特別会計予算

議案第10号 平成22年度士別市介護サービス事業特別会計予算

議案第11号 平成22年度士別市地方卸売市場事業特別会計予算

議案第12号 平成22年度士別市公共下水道事業特別会計予算

議案第13号 平成22年度士別市農業集落排水事業特別会計予算

議案第14号 平成22年度士別市工業用水道事業特別会計予算

議案第15号 平成22年度士別市水道事業会計予算

議案第16号 平成22年度士別市病院事業会計予算

議案第17号 士別市手数料徴収条例の一部を改正する条例について

議案第18号 士別市民文化センター条例の一部を改正する条例について

議案第19号 士別市乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

議案第20号 士別市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

議案第21号 士別市介護保険総合条例の一部を改正する条例について

議案第22号 士別市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例について

議案第23号 士別市特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例について

議案第24号 士別市成人病健診センター条例の一部を改正する条例について

議案第25号 士別市中小企業振興条例の一部を改正する条例について

議案第26号 士別市普通河川管理条例の一部を改正する条例について

議案第27号 士別市都市公園条例の一部を改正する条例について

- 議案第28号 士別市営住宅条例の一部を改正する条例について
 議案第29号 士別市簡易水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例について
 議案第30号 士別市簡易水道事業給水条例を廃止する条例について
 議案第31号 士別市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
 議案第32号 士別市水道委員会条例の一部を改正する条例について
 議案第33号 士別市特別会計条例の一部を改正する条例について
 議案第34号 士別市行政組織条例の一部を改正する条例について
 閉議宣告

出席委員（20名）

委員	池田 亨 君	委員	出合 孝司 君
委員	国忠 崇史 君	委員	井上 久嗣 君
委員	丹 正 臣 君	委員	粥川 章 君
委員	小池 浩美 君	副委員長	柿崎 由美子 君
委員	中村 稔 君	委員長	遠山 昭二 君
委員	岡崎 治夫 君	委員	谷口 隆徳 君
委員	山田 道行 君	委員	田宮 正秋 君
委員	斉藤 昇 君	委員	山居 忠彰 君
委員	伊藤 隆雄 君	委員	菅原 清一郎 君
委員	神田 壽昭 君	委員	岡田 久俊 君

事務局出席者

議会事務局長	藤田 功 君	議会事務局 総務課長	小ヶ島 清一 君
議会事務局 総務課主査	東川 晃宏 君	議会事務局 総務課主任主事	御代田 知香 君
議会事務局 総務課主事	岡村 慎哉 君		

(午前10時00分開議)

副委員長(柿崎由美子君) ただいまの出席委員は19名であります。定足数を超過しておりますので、これより本日の委員会を開きます。

副委員長(柿崎由美子君) 本日の会議録署名委員は、第1日目に指名のとおりであります。なお、遠山昭二委員長から遅参の届け出があります。

副委員長(柿崎由美子君) それでは、16日に引き続き総括質問を行います。

井上久嗣委員。

委員(井上久嗣君) 昨日に引き続きまして、総括質問をさせていただきたいと思います。

まず初めに、財政の見通しに関する質問をさせていただきます。

来年は合併後5年を経過いたしまして、平成23年度を迎えるわけですが、23年度以降、合併特例によります歳入が一部減収していくと聞いております。その歳入減の要素と見込まれる減収額はいかほどなのでしょう。

副委員長(柿崎由美子君) 法邑財政課主幹。

財政課主幹(法邑和浩君) 合併市町村には国のさまざまな財政支援措置があるところであります。それはいつまでも続くということではなく、一定の期間ということになっておりまして、これまで士別市で受けてきた部分も含めまして申し上げますけれども、まず普通交付税、これのうち、特別交付税によります合併支援措置、これは平成17年度から平成19年度まで3年間措置されておりました。これが全体で約4億円ほどあったわけなんですけれども、そのうち5割、約2億300万円につきましては、平成17年度に措置されていたと。平成18年度には3割の1億2,200万円、そして、平成19年度に2割の8,100万円というような措置でありました。

それから、普通交付税でありますけれども、これは合併補正と申しまして、平成18年度から平成22年度まで総額で2億1,700万円の措置額があったわけですが、これは5年間で均等に、各年度4,300万円ずつ普通交付税として上乗せして措置されていたということになっております。これは平成23年度からはないというような状況になります。

それと、合併算定替えであります。これは平成18年度から平成27年度までの10年間におきましては、旧士別市、朝日町が合併していないものと算定されますので、新市のみの一本算定の部分と比較しますと、約3億円程度優遇されているというような格好になっております。ただ、これはその後、平成28年度以降5年間で、平成32年度までになるわけですが、段階的に減っていく格好になってきますので、年にしますと五、六千万円ずつ徐々に減っていくというような見込みにあります。

それから、合併の補助金であります。これは合併後10年間、新市の建設計画に基づきまして、実施する事業に対して補助されるわけですが、この補助総額が約2億1,000万円ございます。これにつきましては、これまで、例えば戸籍システムで1億円でありますとか、図書館

のシステム整備、あるいは本年度については博物館のリニューアルなんかにも予定しているところですが、そういった部分で活用の額が1億6,800万円活用しているということになります。したがって、残りはあと4,200万円程度残っているということになっているところでもあります。

以上のことをまとめてみますと、平成17年度から今年度、平成22年度までにつきましては、総額で約24億円の支援措置があったということになります。今後ですけれども、平成23年以降平成32年度までの間で、あとは合併算定替えの部分と補助金の一部が残っておりますので、それらは23億円になるわけですが、これについては今後の支援措置というようになっているところがございます。

副委員長（柿崎由美子君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） もう1点お聞きいたします。

国の補助による公共事業の事務費の見直しと聞いております。いろいろな国と都道府県との事務費のどうのこうのと、一連の流れの影響なのか、ちょっと私は存じませんが、どちらにいたしましても、平成22年度から公共事業の事務費見直しが行われると聞いておりますが、その影響額はどれほどなのでしょう。

副委員長（柿崎由美子君） 法邑主幹。

財政課主幹（法邑和浩君） 今、委員さんおっしゃいましたように、今年度から国の補助の公共事業についての事務費が廃止ということになりました。これについては、国の直轄事業があったわけですが、これらの負担金につきまして、一方的な請求があったとあるとか、その内容が不明だと。あるいは維持管理費的な経費が含まれるなどの問題があったわけですが、これらを踏まえまして、平成23年度には直轄事業の負担金、維持管理費負担金、全部全廃するというところなんですけれども、今年度の分につきましては、直轄事業の負担金の見直しとあわせて、国土交通省、そして農林水産省所管の補助金の事務費についても廃止されるということにされました。それで、市町村の事務費が補助の対象外というふうになったところでもあります。これによりまして、前年度まで補助事業の中で計上していた人件費でありますとか、消耗品費といった事務費の部分については、単費で予算化する必要が生じたところでもあります。

それで、平成22年度の影響額でありますけれども、下水道事業におきまして1,200万円のほか、道路事業でありますとか公営住宅の部分の事務費を含めまして約2,000万円程度、本市の場合は影響を受けたということになります。ただ、これにつきましては、今の情報でいきますと、ほとんどは起債措置として振りかえて認められるというような見込みにもなっているところがあります。

以上です。

副委員長（柿崎由美子君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） ちょっと今、追加でお聞きします。

その起債を2,000万円するといいたしますと、それに対する何らかの交付税措置とか、後ほど措置されるということはあるんですか。

副委員長（柿崎由美子君） 法邑主幹。

財政課主幹（法邑和浩君） 事務費が100%起債に振りかわるということではないんですけれども、例えば本来の事業に対しての本債といって適用される起債のメニューがいろいろあるわけなんですけれども、恐らくその充当率と同じ割合でこの事務費についても措置されるのではないかというふうに思っております。したがって、措置された事務費の起債の部分についても、例えば规则的に7割まで交付税で後年度措置しますよという本来の本債の部分で認められている部分については、事務費についても同じような対応が恐らく図られるのではないかというふうに考えております。

副委員長（柿崎由美子君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） 国の事務費に関しては交付税措置がされるだろうということで、2,000万円そのまま減収になるということには、中期的に見るとないと。少ないということなんでしょうけれども、現実に合併の関係で、平成23年度以降、今お聞きしますと、年間4,300万円ずつ減少が予想されると。本年度一般会計の当初予算額が約155億円ですから、それから見ると、4,300万円というのは一見少なくとも見えますが、市長のマニフェストの新規ソフト事業分が3,300万円ですね。この3,300万円を捻出するためにも、いろいろな工夫をされているわけですが、現実はこの4,300万円ずつ来年から減っていくとなると、非常に新たな財源をどう確保するのか。また、ほかの部分はどう節約をしていくのかと、新たな課題が今後出てくるかと思っておりますので、ぜひしっかりとした財源を確保しながら、あらゆる事業に影響のないような形で、平成22年度、平成23年度と継続して続いていくような形に配慮していただきたいと思っております。

それで、もう1点お聞きしたいんですけれども、20床コスモス苑が増床するということで、収支バランスがかなり改善すると以前からお聞きしておりますけれども、最新の収支の予測をもう一度聞かせていただきたいと思っております。

副委員長（柿崎由美子君） 三好総務部次長。

総務部次長（三好信之君） コスモス苑の収支の関係ですけれども、コスモス苑の施設全体でお答えさせていただきますけれども、これまで施設入所の部分で50床、短期入所で20床、デイサービスで20床ということでコスモス苑で運営されております。それで、平成20年度の決算で申しますと、その収支不足が5,000万円ほどあったということで、これが一般会計からの繰入金で対応していたような状況にあります。

それで、平成22年度、これはまだ予算の段階ですけれども、平成22年度から施設入所が70床になって、短期入所が10床になります。そして、デイサービスの部分が廃止ということになるわけなんですけれども、現段階の予算上の中では、その部分の一般会計の繰入金2,300万円ほど見えておりますので、差し引きますと2,700万円ぐらいの収支の改善ということになるかと思っております。

ただ、短期入所なりのその利用者の動向、あるいはどうしても人件費の占める部分が多いものですから、人事の配置がえ等があったりするとこの数字は若干動いていく可能性もあります。とりあえず予算上では2,700万円の経営の効率化というふうに判断をいたしております。

副委員長（柿崎由美子君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） 平成22年度はちょうど増床にかかわる移行時期があるので、完全に20床増床分の経費削減メリットがいきなり全部出るとは多分限らないと思うんですけども、平成23年度以降、プラス20床の部分が1年を通して効果的に出てくるということだと思っておりますけれども、自治体直営の特別養護老人ホームというのは、非常に今現況では少ないのが状況かと思っております。このコスモス苑の増床というのが、もちろんある程度効果が出て一段落するには中期的な時間が必要かと思っておりますけれども、これが安定的に増床効果が出て、経営的にも体質が強化されたとすれば、今後一つの大きな選択肢として、コスモス苑を民間委託をすることでも大きな選択肢の一つになり得るかと思っておりますけれども、そういった今後考えていく選択肢の一つとして中期的に考えていく御計画はあるのでしょうか。

副委員長（柿崎由美子君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君） お答え申し上げます。

今後の財政運営等々を考えたときには、公共施設の効果的な運営、あるいは効率的な運営というのは、大きな課題の一つになってくるというふうに認識をしております。こうしたことから、民間の専門的な知識や人材を活用して、委託、あるいは指定管理という部分に検討することで、平成20年3月にも外部委託の指針というのを策定してきている状況にあります。

ただ、こうしたことを検討していく上では、これまでも議会の中でいろいろ御議論をいただいておりますけれども、行政としての役割、それから、市民の期待、そして、働く職員の問題等々、こういったことを総合的にかつ慎重に判断をして、検討しなければならない課題になるだろうというふうに考えております。

以上です。

副委員長（柿崎由美子君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） 20床増床することによりまして、先ほど経営効率という面におきましては、ハードルが低くなったという部分もあるかと思っておりますので、ぜひ中期的なことには当然なると思っておりますけれども、大きな選択肢として、ぜひ民間委託等も含めた論議を今後も進めたいと。また、一步踏み込んだいろいろな考え方をお持ちいただければと思います。

次に、病院関係に関する質問をさせていただきます。

今年度予想されます市立病院の新規不良債務が約1億5,000万円ほどとお聞きしております。これを平成22年度中に一般会計から補てんするというのが大きな選択肢かと思っておりますけれども、今、市立病院改革プランが進んでおりまして、このプランができる前にもルール分という形で年間一般会計から五、六億円でしたか、病院会計に持ち出しておりましたけれども、それを新たなルールをつくることによって、2億円、3億円、上乘せした形の中で、今一般会

計から繰り出して、病院会計のほうに補てんしているというのが現状であります。これにさらに1億5,000万円ということになれば、単年度でいえば、多分10億円近い非常に大きな金額にはなると思うんですけども、どちらにいたしましても、プラン上、新たな約1億5,000万円と予想される一般会計を補てんするためには、きちっとした補てんのルールというのを説明しなければならぬとお聞きしていますが、その補てんするためのルールの平成22年度に解消する場合の説明というか、ルールをどのような形でお考えなんでしょうか。

副委員長（柿崎由美子君） 三好次長。

総務部次長（三好信之君） これは先ほどの一般質問の中でも質問があったところですけども、平成21年度の不良債務につきましては、今のところ1億5,000万円程度ということで、ただ、2月、3月分が不確定ということで、今議会の最終日に予算上は1億7,000万円ほどの予算を措置させていただきたいというふうに考えておりますけれども、今の道との協議の中では、士別の場合、本来であれば、改革プランの変更というのは1年目ですというのは認められないと。単に不良債務の繰り入れをするのは好ましくないでしょうというお話なんですけれども、本市の場合、医師を確保したり、内視鏡センターの充実などで一定程度の成果が上がっている。その反面、収支不足になった原因が看護師不足によって病床を再開できないと。収益アップにつながらなかったと。そういったような特殊事情というのを北海道のほうも理解していただいているというような状況にあります。それで、平成21年度の補てんはやむを得ないでしょうという状況にあります。

現在、その理由づけを道とも協議いたしているんですけども、その中で一つ、国が地方の自治体病院の対策として、平成21年度の普通交付税のほうで上積みをかけております。それで、その総額が大体士別市で8,000万円ぐらいになるんですけども、国がそういうような政策をとっていることによって、交付税で上積みされた部分、その部分については自治体が新たな病院のほうに補てんするというようなことで考えていかないかということで、今話を進めております。

残りの仮に1億5,000万円出すとすると、残りが7,000万円になるわけですけども、その部分についての本年度の出す理由づけという部分については、今現在協議をいたしているところでございます。

それで、平成22年度も不良債務が出たら繰り入れできるのかという状況ですけども、この繰入金、もし続くとすると、ルールそのものを見直しすると、国と協議している段階でどこまでの見直しができるのか、単年度的な要因であれば、それは事情を説明すれば理解をいただけると思うんですけども、経常的にそういうことになると、ルールの見直しというのはちょっと難しいのかなというふうにも考えております。

そうすると、繰入金のルールでなくて、あるいはプランそのものを見直ししようというようなことになろうかと思うんですけども、その部分についても、平成21年度の最終決算を見て、あと平成22年度の上半期の推移を見ながら、北海道のほうとは協議を進めていこうとい

うような今現在の話になっております。

本市といたしましては、まずは病院のほうで看護師の確保に努めていただいて、なるべく収益を早めに上げていただくような方向で努力していただくとともに、新たなルールができたときに一般会計でも対応ができるような、まず一般会計のほうの余力をしっかりと持つような財政運営をしたいというふうに考えております。

副委員長（柿崎由美子君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） まず、新たな不良債務が極力出ないような病院運営になることが一番願うところではありますが、現実には新しい不良債務が約1億5,000万円、その後、もう仮に幾らか出たとすれば、非常にルールの見直しだけでは難しいということで、プラン自体の変更も場合によってはやむを得ないということになるんでしょうけれども、率直にお聞きいたしますけれども、今後3年、5年という中期的な流れで各会計の健全性を見通しはどのようにお考えでしょうか。

副委員長（柿崎由美子君） 三好次長。

総務部次長（三好信之君） 中期的な財政の見通しなんですけれども、一般会計においては、平成22年度、今予想されている交付税が確保できれば、まず赤字になることはないというふうに考えております。その背景には、平成19年度から議員さんの報酬の削減、あるいは理事者、職員も含めて給与カットをしているというようなこともありますけれども、今の国の制度が続けば、間違いなく黒字は確保できるというふうに考えております。

ただ、ただいま申し上げました病院会計、あるいは今後の国保会計の財政の状況というのが全会計を通じた場合には大きな課題になるのかなというふうに考えております。仮に一般会計のほうで補てんの措置ができるというようなことになったとしても、それを何年も続けられるというようなところまでの力は、今の小規模都市では当然ないのかなというふうに考えております。

それと、平成22年度については、国が地方に配慮して地方交付税を1.1兆円増額したわけですけれども、もともと国のほうでも、交付税減収なら法人税が46兆円から37兆円ぐらいには一気に減る見込みの中で、交付税の本来のルール分というのが7.5兆円しかないということで、17兆円は特別加算なり借金をして地方に交付しているというような現状にあります。こうした中で、平成23年度以降の我々交付税に頼っている自治体が財政推計するのは非常に難しいわけですけれども、平成22年度の普通交付税が7月に決定されます。額が確定します。そのときには細かな計算方法等も明らかになると思いますので、その時点で、また病院とか国保の会計のことも考えながら、さらに試算の精度は高めていきたいというふうに考えますけれども、まずは、先ほども申しましたけれども、一般会計のほうである程度余力を持ったような財政運営をして、急な場合には対応できるようなことをしていきたいというふうに考えております。

ただ、平成23年度以降、国のほうでも先ほどの補助金、今度はすべて廃止して地方の一括交付金にすると。それで、税制改正もあわせてやっていくというような、ちょうど今大きな改正

時期になっておりますので、その不安要素というのは確かにあるというような状況にあります。
副委員長（柿崎由美子君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） 国保の会計も非常に今厳しいと。何よりもやはり一番病院が厳しいというのが事実で、これは本当に一自治体でどうのこうのを超えていると私は思いますし、これは自治体のせいというよりは、もうどちらかということ、国の制度が新しい臨床研修医制度ですとか、7対1の看護制度等々、医療、福祉、介護含めて、年金もそうですけれども、国家レベルで何とかしてほしいと。本当にここで言ってももう何ともならないんでしょうけれども、本当に切なる思いとして、特に病院というのは地方の市民の命を守る必要なものですので、ぜひ病院をきちっと健全に向けながら、病院を維持しながら、なおかつ赤字を解消していくというある面マジックみたいなことをやっていかなければならないという御苦労は重々わかるんですけども、ぜひとも何とかいい方向性を見出して、市民の不安が一つでも解消されるような方向にしていいただければと思います。

それでは、続きまして、光ファイバー網の拡大ということに関しまして、質問をさせていただきます。

現在、市内の中心部東側地区で、NTT東日本の光ファイバー網が、商品名で言いますとフレッツ光、詳しく言うとBフレッツとか、光ネクストとか、何かいろいろありますけれども、提供されております。このサービスが今現在提供がいたされているわけですが、土別光ファイバー誘致の会というのができまして、それから現在までの流れをまずはお教えいただきたいと思います。

副委員長（柿崎由美子君） 清水総務課主幹。

総務課主幹（清水 修君） お答えします。

現在までの流れでありますけれども、平成18年9月26日に光ファイバーの整備のための組織づくりと誘致運動の推進を図るという目的で、光ファイバー誘致準備会を立ち上げいたしました。その後、平成18年10月12日に、光ファイバー誘致の会として正式に設立となったところであります。

会員といたしましては、土別商工会議所、観光協会、土別市青年会議所など16の企業と団体ということで構成されておまして、その内容といたしましては、市街地を東西2地区に分け、最初に市街地東側の整備に必要な加入数350戸の募集を行い、その募集完了後に市街地西側の整備に必要な加入数300戸を募集し、西側の整備を行うというもので、誘致の会を中心に募集活動を実施してまいったところであります。

その後、平成19年4月4日に、光ファイバー誘致の会と土別市がNTT東日本に光ファイバー回線の早期開始に向け、要望書を提出してまいってきたところでありまして、平成19年9月18日に市街地東側の一部で光ファイバーのサービスが開始となり、その翌月10月18日、東の残りの地区でサービスが開始となったというところであります。

以上であります。

副委員長（柿崎由美子君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） いわゆる第1ステップという形で、東側地区が今お話あったように350の目標ということでクリアされて、今開通されていると聞いております。それで、今第2ステップが300という目標で次のステップということで始まったようですが、国道からいうと西側、もしくは南町地区が第2ステップという形になっていたかと思うんですけども、今そちらのほうに進んでいませんので、いわゆる片肺状態のような、中心部においてはそういう状況が続いておりますが、すぐ進むはずだったんですけども、そこまで今現在も進んでいなかったという要因はどんなことがあったんでしょうか。

副委員長（柿崎由美子君） 清水主幹。

総務課主幹（清水 修君） お答えいたします。

平成18年当初のころですけれども、光ファイバー回線を整備するのに、その整備に要する経費に相当する加入数ということで、350戸ですとか300戸ということが必要であったということであります。その350戸、300戸というのをそれぞれ募集してまいったところでもありますけれども、平成19年と平成20年に、光ファイバー回線を設置するのに必要な加入数に変更になりました。その変更内容でありますけれども、当初の加入数が、光ファイバー回線を整備する区域の電話加入数の20%に当たる加入数に変更になったということで、市街地の東側で見ますと、加入電話数が約4,000戸ありますので、その20%に当たる800戸が必要となったものであります。

そのために当初の募集者数350戸から800戸に大幅に募集者数が増えまして、再度募集活動を行ってきたことから、市街地の西側の募集に取りかかれないう状況でありましたので、第2ステップへの拡大がとまっているというような状況であります。

以上であります。

副委員長（柿崎由美子君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） 光ファイバー誘致の会、土別市もその加入している組織の一つでございます。当然早期に第2ステップ、いわゆる西側地区の開通に向けて市も力を入れるということが責務として私はあると思うんですけども、今説明されたとおり第1ステップが350戸から倍以上の800戸に目標値が上がったために、当初第2ステップに速やかにいくはずだったのが今まで延びているということかと思えます。

それで現況、その間、第1ステップの加入者数も増えているかと思えますので、現況の状況と今後の展開というか、最新の情報をお知らせいただきたいと思えます。

副委員長（柿崎由美子君） 清水主幹。

総務課主幹（清水 修君） お答えします。

現在の状況でありますけれども、市街地東側に光ファイバー回線を整備するのに電話加入数の20%に当たる加入数が必要ということでありますけれども、その状況をNTTにお聞きしましたところ、現在、電話加入数の約19.9%の加入者数となっている状況であります。そこで、早ければ3月末ごろには20%である800戸を超えるというような見込みであります。

今後の取り組みでありますけれども、光ファイバー誘致の会を中心に、市街地の西側の募集を早急に行ってまいりたいと考えておりますけれども、市街地の東側が一括で800戸の募集を行ってきましたので、西側につきましては、その募集を一括で行うのか、またはその区域を分けて募集するのか、どのような方法がよいのかを含めまして、誘致の会を早急に開催していただいて、西地区の整備計画について協議していくとともに、NTTに対して早期実現に向けて要望していきたいというふうに考えております。

以上であります。

副委員長（柿崎由美子君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） 第1ステップの目標がほぼいったということですので、第2ステップのエリアの詳細がどういう区分になるか今後協議するということですが、まずは今年、年度明け、今年中に大きくエリア拡大の可能性が、現実性が増してきたということで認識をさせていただきたいと思いますので、ぜひ市としても積極的な取り組みと協力をお願いしたいと思います。

関連した質問ですけれども、小・中学校のブロードバンド化につきまして、質問させていただきたいと思います。

現在、市内各地区、小・中学校のブロードバンド化、いわゆるパソコンのインターネット等の接続に関する状況はどのような形になっているのでしょうか。

副委員長（柿崎由美子君） 鴻野学校教育課主幹。

学校教育課主幹（鴻野弘志君） お答え申し上げます。

市内17校、小・中学校のうち、温根別小学校、中学校、それから、中土別小学校の3校がISDNでございます。それ以外につきましては、すべてADSLの利用となっております。

以上です。

副委員長（柿崎由美子君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） ISDNというのは、パソコンに詳しい人はよくわかると思いますが、非常に今大きなホームページが主流のインターネットの世界では遅くて、ほとんどとまったような状況という接続の方法なんです。インターネットというのは、今や教職員の方はもちろんのこと、児童・生徒の皆さんの教育ですとか、学習の大きな道具の一つにもなっているというのが現況であります。

今、私が申しましたとおり、例えばホームページでも動画が張りついているとかというのが普通になってきて、非常に大きなデータのホームページづくりが普通になってきている中で、もう学校でのISDN回線というのは、非常にほとんど用が足さない場合も少なくないというふうに私は思っております。

残念ながら、今おっしゃいました温根別地区とか中土別は、ADSLが来ておりませんので、ISDNで対応せざるを得ないということなんでしょうけれども、今携帯電話、いわゆる第3世代携帯という非常に高速の携帯電話の電波を使った無線カードというのも普及し始めていま

すので、ぜひこのADSLのない地区でも、このような接続が可能な地域であれば、ぜひ教育の現場でそういった対応を検討というか、実現するべきと思いますが、いかがでしょうか。

副委員長（柿崎由美子君） 鴻野主幹。

学校教育課主幹（鴻野弘志君） お答え申し上げます。

ただいま委員からお話ございました携帯電話の通信網を利用いたしましたブロードバンド化につきましては、できるということでございます。これによりまして、現行ではISDNでは50キロバイトほどの速度であります、温根別については1.2メガバイトほど、中士別につきましては、350キロバイトほどの通信速度になるという状況でございます。しかしながら、一般家庭とは違いますので、整備したとしましても、確実な結果が得られるかどうかは、ちょっと今現段階では不明でございます。

なお、現在各学校で使用中のプロバイダーの学校向けインターネットの接続サービス、サービス名をえでゅけっとと申しますが、このインターネットサービスのえでゅけっとでは、携帯電話の通信網を利用したブロードバンド利用はできないということがございます。そういったことから、学校という集団利用の場合、プロバイダーの変更が必要となってくるわけでありませう。そういうことから、学校によっては現在のプロバイダーの利用を優先させたいという学校、あるいは、そうではなくてやはりブロードバンド化を優先させたいというところと、少し分かれています状況でございます。そういった意味では、もし実施をするということになりましても、各該当学校のインターネットの利用の実態などを十分に考えながら検討をしていかなければならないと、このように考えているところでございます。

以上です。

副委員長（柿崎由美子君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） ぜひ検討していただいて、子供たちのためにもさくさくと動く、使いやすいというのがやはり何よりも一番ですので、それに多大なる経費を使うというほどでもありませんので、ぜひ前向きに御検討いただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

副委員長（柿崎由美子君） 国忠崇史委員。

委員（国忠崇史君） 通告に従いまして、総括質問を行います。

私はこの半年の間、一般質問に3回立ちまして、必ず市長のマニフェストについて一般質問の中でお尋ねしたわけです。

それで、新年度予算でマニフェストについてはかなりの部分が反映されて、特にソフト事業については非常にマニフェストの反映率が高いということで、新年度からは徐々に、市長がどう思うかわからないですけども、マニフェストという言葉から、まちづくりという言葉に移っていくだろうと思っております。

そして、そのまちづくりの中で、さまざまな拠点が必要になってくると思うんです。拠点というのは子育ての拠点、それから、病院に見られるような医療の拠点、それから、実はこれは

大事なんです、知的な拠点というのが士別に必要になってくると。

近隣の稚内市、旭川市、名寄市と比較して士別にないものは何かということを考えたときに、一つ自衛隊もないですけども、大学がないんです。大学がないと、士別の知的拠点はどこか。そうしたら、やはり図書館と博物館というのは非常に大事な拠点になってくるわけなんです。それがありますので、それをちょっと単調的に言わせていただいてから入りたいと思います。

第1のテーマは市立博物館のリニューアルについてであります。

1981年、昭和56年に士別の市街地から西士別地区に移転して、市立博物館は29年たったわけです。今回の予算案で1,499万2,000円をかけて展示スペースの全面改修を行うとされています。1,500万円という理解でいいかと思うんですけども、私、実はこの予算書を見る前に、旭川市の神楽にある旭川市立博物館の話聞いていたんです。

旭川市博物館は、2年ほど前に1億円かけて改修したんです。それで、おとし11月にリニューアル開館をしてから、入館者数も盛り返しつつあるぞという記事をこの間新聞で拝見したんです。その1億円で改修というのが頭にあったものだから、最初、申しわけないんですけども、1億5,000万円かけて士別も改修するんだというふうに数字を読み間違えて、それをまた理事者の方に話して笑われた次第なんですけれども、1,500万円をまずかけて新年度リニューアルしていくということです。やはり1,500万円かけるからには、しっかりした改修をしてほしいわけなんですけれども、まずお伺いします。

このリニューアルの目的、それから概要、そして、1,500万円かけるその事業費の内訳、それから、工事はいつから始めるかなど、概括的にお尋ねします。

答弁のほうをお願いします。

副委員長（柿崎由美子君） 水田博物館長。

博物館長（水田一彦君） お答えします。

リニューアルの目的についてであります。市立博物館は昭和56年7月に開館、29年を経過しておりますが、展示テーマを変えずに大規模な資料の入れかえもなく現在に至っております。その間に、歴史や文化が大きく変化、更に平成17年に朝日町との合併があり、現在の展示では対応できない状態です。

そこで、新たに朝日町の自然、歴史、文化を加えたり、これまでに蓄積してきた研究成果を展示に入れたり、市民から寄せられた要望、明るく楽しめるわかりやすい展示にするために、新たな展示テーマを設定し、より魅力ある展示にすることを目的にしております。

次に、概要についてであります。新たなテーマとして北海道遺産となっている天塩川の自然と歴史をテーマといたします。

展示の特徴としては、漫画、イラストなどを使ったわかりやすい解説、五感を使って体験できる展示、具体的には、鳥の鳴き声や開拓者の方々の体験談、それから、廃校になった小・中学校の校歌などが聞こえる。動植物の映像、町並みの映像、農業の今昔、林業の今昔など、映像資料を見られる。岩石、化石、昔の遊び道具、昔の生活道具、おかまとか、洗濯板などを触

れることができるなどです。

全体としては、展示台の配置や照明設備を更新して、明るく見通しのきく展示にします。また、入り口受付をオープンカウンターとし、学芸員やボランティアに直接いろいろなことが聞けるサービスをします。更に、休憩コーナー、昔の遊び体験コーナーを設置し、その部分は無料で開放します。

次に、事業費の内訳ですが、総事業費1,499万2,000円、そのうち工事費の総額は976万5,000円、内訳は仮設工事費として内部足場損料や片づけ清掃、美装などで122万8,000円、解体工事費として床面、壁面、パネル、ショーケース等の解体撤去、解体廃材処分料等で71万9,000円、木工事費として大工料そのほかで119万7,000円、内装工事費として、床化粧目板、壁欄間合板、床・天井などの補修等で450万円、電気工事費として電気の増設、移転工事費で50万円、現場管理費、一般管理費として115万6,000円、消費税で46万5,000円となっております。

次に、備品購入費として419万3,000円、内訳は、パソコン用の大型カラープリンター1台、学芸員用のパソコン1台、デジタルフォトフレーム3台、OAスタンド3台、案内のスタンド10台、来館者用のデジタルテレビ1台、DVDプレーヤー1台、展示パネル8台、受付学芸員用のカウンター2台、スポンジ製の素材の布展示用パネル9枚、来客用休憩用のいす12客、テーブル3台、展示台4台となっております。ほかに展示作業、パネル作成消耗品などで72万9,000円となっております。

次に、リニューアルの工事の開始についてであります、8月下旬からを考えております。約3カ月の工期で完成予定は11月下旬、オープンは12月上旬を考えております。

以上です。

副委員長（柿崎由美子君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） 追加でお伺いしますが、きのう菅原委員のほうで、地域交流施設に木を使うのかということをおっしゃられて、私もちょっと啓発されたものなんですけれども、今、北海道での予算書を見ると、木育ということがいわれているんです。それで、あっ、なるほどと思ったんですが、なるべく北海道の建物には木を使って、子供たちに木に親しませるとか、食育と並んで新しい言葉、北海道独自で通用させるという意味で、木育という言葉が出ているんですけれども、もし意識して博物館のリニューアルにも部材として木材を使うのかどうかということについて追加でお伺いします。

副委員長（柿崎由美子君） 水田館長。

博物館長（水田一彦君） お答えします。

現在の展示でも、木材に関してはかなりの部分使用しております。この辺の材料に関しては、今後も展示台とか、展示パネルに木材を使うということは十分考えられますし、そのつもりでおります。

副委員長（柿崎由美子君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） ぜひ木育ということ意識して、訪れた人が木に触れられるような空間に

していただきたいと思います。

それで、次に博物館の入館者数についてふれたいと思います。

博物館のほうで年次報告を出してしまっていて、それを拝見しますと、年度別の入館者状況が出ています。オープンした1981年、昭和56年は、全体で1万8,499人、開館日数が今より80日ほど短くて、これは年度途中がオープンしたからです。それで、1日平均の入館者数が84人と。それでその翌年、1日平均の人数が38人がぐっと残念ながら落ちてしまいました。それで、この近年、大変残念なんですけれども、1日平均20人を割っているんです。ここで見ると、平成18年、2006年は平均22人となっていますけれども、昨年度が1日平均19人ということで、大変残念なんですけれども、今年2月末日現在で、今年度は4,605人ということで、3月中に578人入らないと過去最低の入館者数になるというふうに報告を受けています。

要因はいろいろあると思うんです。やはり今小・中学校の時間割というのは非常に余裕がなくて、ゆっくりと博物館に何時限か使って見にくるということは難しくなっています。ですから、小・中学生の団体の利用者が特に、4年前はゼロなんていうこともありまして、私としても心もとないところなんですけれども、でも、最初にふれましたけれども、やはり知的拠点でもあるし、博物館を上手に利用することで、特に地層だとか、あるいは地学に興味を持って、そういうところから子供たちの理科離れに歯どめをかけたりする。あるいは郷土の歴史に関心を持ったり、そうした意義は強調するまでもないと思うんです。

今、稼働率がどうこうということで、事業仕分けなんかありましたけれども、やはりこの議場の中の皆さんだに聞いても、博物館、そんなに入館者数が少ないんだからやめてしまえなんていうことには絶対それはならないと思うんです。正直、私が子供を連れて訪れたときに、秋に行ったんですけれども、入ってみて、博物館の中にBGMもないから無音の状態に入って行って、ちょっとがらんとして寂しいと。子供は5歳の子がいるんですけれども、クマとかキツネだとか、剥製が置いてあるジオラマがあるんですけれども、その部屋に入ると、若干暗くなっています、動物たちに自分のほうが見つめられているような状況で、ちょっと息子も怖いよというような始末で、何とかそこら辺もこれから明るい展示室をつくっていくということでお願いしたいと思います。

そして、土別の昆虫とか、チョウだとかと並べて、世界のチョウが並べていたり、体系的な展示という意味でも、先ほどおっしゃられたリニューアルの目的という意味では、そのとおりにかえていただきたいと思います。

そこで、お聞きします。今、るる入館者が減っているという話をしてきたわけなんですけれども、リニューアル後にどうやって入館者を増やしていくかという考えなんですけれども、博物館のほうではどうお考えでしょうか。

副委員長（柿崎由美子君） 水田館長。

博物館長（水田一彦君） お答えします。

市民に親しまれる魅力的な展示とするために、見学するだけでなく、講座などを展示室で

行う新たな発想による活動を考えております。博物館の周辺はグリーンスポーツという自然公園がありまして、この公園を利用した講座を現在さまざまやっております。野鳥観察、野草観察、昆虫観察会、それから土器づくりとか、天文観察会など、冬期間は冬の自然観察など、こういう講座をやっているんですが、こういう講座に常設展示を利用してそれぞれの内容に沿った開設に利用する。こんなようなことをしながら、新たにリニューアルされた展示室を使っていきたいと思っております。

展示として考えているリニューアルすることの主なこととしては、大幅な展示物の入れかえや空間を利用した展示とする。それから、固定型展示のジオラマなどの展示を大幅に縮小し、展示品に触れる体験型展示にする。それから、固定型展示をやめ、入れかえができる展示にする。それから、外光を取り入れたり、照明器具の移動、それから、床の張りかえなどで明るい展示室にする。それから、展示室を活用する講座、講演会の開催を行う。例えば地学講座、科学講座、屯田兵などの歴史講座、それから、土別ゆかりの人の講演会などを考えております。

そのほかに、展示室を利用する博物館のボランティア活動なども、このリニューアルにあわせた中で行っていききたいと思っております。

展示ではありませんが、博物館の受付のロビーの部分を気軽に休憩できる博物館として、休憩コーナーと昔の遊び体験コーナーをつくり、そこまでは無料で入っていただくというふうにしたいと思っております。

以上です。

副委員長（柿崎由美子君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） 今、館長さんのほうからお話がありましたけれども、グリーンスポーツと隣接しているのではという話もありましたけれども、実は、僕は博物館が移転したときの経緯は承知はしていないんですけれども、やはり立地の問題というのは大きいと思うんです。持論を言わせてもらおうと、土別駅のそばにれんがづくりの倉庫群がありますよね。観光パンフレットにもしっかり書かれていますけれども、正直今、れんがづくりの倉庫群があるだけでは観光資源にならないです。やはりそこを活用している博物館的なものをつくったりとかというのが、結構ほかの市町村で取り組まれていることなんですけれども、いかんせんこれは民間の所有物だしというのはあると思いますが、私の持論としてはれんが倉庫街なんかがいいんだろうなとは思いますが、とにかく今立地のことを言っても仕方がないので、リニューアルするからには現在地で頑張るぞということをお願いしたいんですが、次に、市民参加の必要性ということについて申し上げます。

今、館長のほうでボランティアということをおっしゃったんですけれども、それともう一つ別に、こういったことがあるので聞いてください。

実は、秋口に私が息子と行ったときは、私の家の隣の隣に住んでいる方が、古いカメラをコレクションしておられて、それを博物館の展示に出したと聞いたんです。それで、あっ、それだったら見せてもらいますよと行ってきますよというふうに、隣の隣の方にお話しして見にい

った次第なんです。

それで、やはりボランティアでかかわることとは別に、市民が自分のコレクションを気軽に博物館に展示できるというのも、親しまれる博物館づくりのために大事な要素だと思います。私自身子供のころ切手集めに熱中していて、郵便局のほうから、国忠君、記念切手が出るから買いにおいでなんて、もう電話がかかってくるくらいだったんですけども、いまだに家に切手のコレクションというのを何となく置いてあるわけなんですけれども、そういったコレクションを、自分の家族とか、知人、友人がためたコレクションというのを博物館で見られるよということであれば、ある程度動員も見込まれるのではないかと思うんです。

ただ、その際、素人のコレクションを、はい置きましたというだけでは、ちょっとそこだけ博物館の展示の中で浮くというか、素人の展示だからというふう到场末みたいな雰囲気になってはいけないと思うんです。それで、学芸員が専門的な教育を受けているわけですから、その素人コレクションをきちんと評価なり、指導なりしてあげると。もっと言えば、権威づけしてあげるといふうなちょっと一工夫が必要だと思うんです。

今回いただいている改修のテーマのスローガンですけども、天塩川の自然と歴史、歩きながら見る、立ちどまって聞く、座ってさわる。最後に、学芸員と語らうとあるんです。これはやはり僕は、実はこのスローガンを評価していて、最後に学芸員と語らうというのがあるんです。

最初に知的拠点が士別にないという話をしましたけれども、やはり学芸員さんというのは、図書館の司書の方と一緒にいったら語弊があるのかもしれないですけども、やはり専門的な教育を受けていて、そういったプロの人が素人のコレクションに対してコメントしてくれるというのは、これは実はうれしいことなんです。だから、私はテレビで、TVHは士別では余り見られませんが、「開運何でも鑑定団」という人気番組があるんです。それとか、NHKのBSで「熱中時間」といいまして、素人のコレクションだとかをプロが評価するような番組もありますけれども、やはりそういうところにヒントがあるというふうに博物館を見ていて思う次第です。

やはり一般市民にコレクションを持ってきてもらって、それを評価したり、権威づけしていくプロセスというのを強調したいと思うんですが、その辺、市民参加の展示というのを今後どういうふうに盛り込んでいくかということについて、博物館のほうのお答えをいただきたいんですが、よろしくをお願いします。

副委員長（柿崎由美子君） 水田館長。

博物館長（水田一彦君） お答えします。

これまでの展示会は、公会堂展示館で開催しておりますが、これは展示室が大きいものから、大規模なもの、それから数がたくさんあるものに関しては、今までに我が家のコレクション展、それから我が家の一品展ということで開催しておりました。ただ、この常設展示のリニューアルを機に、市民参加型の展示会を常設展示室で開催したいと思っております。そのた

めに市民に協力を呼びかけていこうと思っております。

具体的には、個人及び団体で収集したコレクションの展示会や、それから、士別にゆかりのある人の展示会などが考えられますが、これらの展示には、もちろん委員おっしゃるとおり、学芸員が展示を監修して、展示手法や展示品の加工、それから、説明パネル等へのアドバイスなどを行っていきます。

呼びかけの具体策としては、博物館ボランティア友の会の募集の中に、展示に興味、関心のある市民を募集して市民のアイデアを広く集め、それから展示に活用していければ、市民の関心も高くなり、利用者の増へつなげるのではないかと考えているところです。

ただ、学芸員の席を受付に設けますので、常時市民の方が来られたときに直接学芸員に申し出て、展示したいものがあるなどの相談を受ける段階で、ボランティア友の会とは関係なく、その展示に参加できるようなことを考えているところです。

以上です。

副委員長（柿崎由美子君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） 学芸員さん、忙しくなると思いますがけれども、大学のない士別において、学芸員さんはある種の知的な権威でもありますし、士別のアカデミックな側面を支えていく重要な役割を持っていますので、ぜひとも学芸員さん、それから博物館、この改修を機会に入館者が増えて、まちづくりの知的な拠点になると、そういった循環を生んでほしいとお願いして、この博物館の件の質問は終わります。ありがとうございます。

引き続きまして、次のテーマに移ります。

天塩岳道立自然公園の振興についてお尋ねいたします。

この天塩岳道立自然公園、1978年1月6日に自然公園として北海道から認証を受けたということをお伺っております。ちょっと自己紹介しておきますが、私は旭川東高校山岳部のOBであります。道内の主要な山は、高校の3年間で登っております。10年前に士別にUターンしてきましたんですが、天塩岳には2回、2回とも前天塩コースで登りました。天塩岳はヒュッテを出発して、頂上付近でちょっとラーメンでもつくって食べておりてくるまで、大体6時間以上はかかるんです。決して楽な山ではないんですけども、前天塩から登っていくと、眺望が移り変わるし、歩きがいというのを考えると、登りごたえのあるすばらしい山だと思います。

ただ、単独峰ではなく、また、まちから天塩岳の全貌が見えないので、損をしている面はありますけれども、いい山なので、今回の予算案で目立った天塩岳整備の事業は予定されていないようですけれども、何らかの形で事業を盛り込む必要があるのではないかと思います、質問する次第です。

天塩岳の標高1,558メートルというのは、皆さん、ここでこの際暗記したほうがいいと思うんですが、この天塩岳、今は一般的に登山ブームなんていうことをいわれていますけれども、実は私、レジャー白書といいまして、これは公益財団法人日本生産性本部というのが出しているレジャー白書というのを見たんですが、登山ブームというのは実は過ぎたんです。

近年における登山人口というのを見ますと、西暦2000年が950万人ほどいるんですが、8年後2008年になると600万人に減っているんです。ちょっと日本の特徴として、高齢者登山ブーム、あるいは中高年登山ブームということで、非常に世代が限定されている。それで、登山ブームという言葉は取り消しますけれども、とりあえず、登山ブームかどうかわからないけれども、天塩岳に関してはどうなのかということです。天塩岳のここ数年の入山者数の動向をまずお伺いしておきます。

副委員長（柿崎由美子君） 壺井経済建設課主幹。

経済建設課主幹（壺井 務君） お答えいたします。

天塩岳道立自然公園内の天塩岳におきましては、北海道百名山にもなっており、夏山シーズンの入山者は、入山届からの把握でございますが、道内各地はもとより、道外からは、東京、神奈川、千葉、埼玉、遠くは四国、九州からも訪れており、年間約2,500の方が入山されております。

以上です。

副委員長（柿崎由美子君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） 追加でお伺いしますが、今の年間約2,500人というのには、冬山は入っていないですね。要は、入山者名簿がポスト置いてあるのは夏山シーズンだけなんで、冬山に関しては入っていないという理解でよろしいでしょうか。

副委員長（柿崎由美子君） 壺井経済建設課主幹。

経済建設課主幹（壺井 務君） 冬山の登山者でございますが、入山されている方がいるとは御承知しておりますが、本天塩ダムから天塩岳のヒュッテまでの約10キロの間、この区間におきましての道路については、冬期間閉鎖していることから、入山されているかは把握していない状況にあります。

副委員長（柿崎由美子君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） では、大体夏山シーズンで年間約2,500人という理解でいいかと思うんです。

先ほど登山ブームということを申し上げましたけれども、第1次登山ブームが1958年から64年くらいということで、いわゆる60年安保の騒然たる世情の中で、非常に登山ブームがあって、天塩岳で実は土別商業高校の刀根 博先生という方が遭難されたのも、第1次登山ブームの1960年10月16日のことなんです。それで、1960年に20歳だった方が今ですと50年たっているから70歳なんですけれども、大体今60代、70代の方、小池委員の総括質問でも、元気な高齢者も多いよという話が出ましたけれども、大変60代中心の方が登山されているんです。

去年、皆さん御存じだと思いますけれども、トムラウシ山で10人が亡くなるという夏山の事故としては大きな大惨事が起きましたけれども、あれも大体50代、60代の方が中心だったということです。

ちょっと話の側面をかえますと、今、大雪山などは、要は中高年登山者のブームで、もう登

山者が増え過ぎて、せっかくバイオトイレというのを導入したんですけども、山に登る人が余りに多くて、すぐにもうバイオトイレもパンクしてしまうと。増して夏山のピーク時には、もうテントを張る場所もないという状況なんです。旅行感覚で登山するツアー登山のちょっと流行があって、今はもう大雪山は大変な状況になっています。それで、つらつら考えますと、大雪山系を一通り登ったり、もっと静かな山を楽しみたいという人が天塩岳に来ているというふうに考えてもいいと思うんです。

先ほど答弁の中で、全国各地から来ているとありましたけれども、やはり大体はメジャーな大雪山系とかを登った方だと思うんですけども、大雪山を登ったその後天塩岳へどうぞと。もうちょっと登山者が増えても、天塩岳の山の神とか、動植物は怒らないと思うんです。ただ、登山者を誘致する前に、動植物の生態を押さえておかなければならないと思うので、お伺いします。

朝日のカントリーサインになっているナキウサギなんですけれども、ナキウサギの生息について、どの程度確認しているかということについてお伺いします。

副委員長（柿崎由美子君） 壺井主幹。

経済建設課主幹（壺井 務君） お尋ねの氷河期からの生き残りとされるナキウサギの生息については、通称ラクダ岩、また円山、前天塩岳頂上、本峰頂上周辺の岩場にその姿を多くの方が確認しているところであります。

副委員長（柿崎由美子君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） ナキウサギは、渚滑岳とか、天塩岳が北限かということをいわれていますけれども、このナキウサギは、天然記念物にという運動もあるんです。私もこのナキウサギを天然記念物にしたらいいのではないかなと思うんですけども、いまだに天然記念物にはなっていないくて、絶滅危惧種、そして、環境省のレッドリスト、絶滅のおそれのある地域個体群という中には入っていますけれども、残念ながらまだ天然記念物にはなっていません。

士別市の域内にナキウサギが生息しているということであれば、士別市として天然記念物化に賛成してもいいのではないかなと思うんですけども、それについてはいかがでしょうか。

副委員長（柿崎由美子君） 壺井主幹。

経済建設課主幹（壺井 務君） ナキウサギを天然記念物にしてはいかがかということでございますが、本市としても賛同してはいかがかという御質問でございますが、この点につきましては、平成18年第4回定例会において、北口議員から同様の質問があり、御答弁しておりますが、本市としては、ナキウサギは学術的にも希少動物であり、これを保護、後世に残していくことは重要なことであると認識しております。天然記念物として指定されることに関しては、天塩岳が本市の魅力ある観光地としての宣伝効果も期待でき、保護対策の一方策としても有効な手段であると考えておりますことから、指定の必要があると認識しているところでありますので、生息地を抱える他市町村や関係機関との連携を図りながら、指定に向け北海道教育委員会に働きかけてまいりたいと存じます。

副委員長（柿崎由美子君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） 天然記念物化については、地元自治体の意向が大事ということですから、ぜひともみんなで天然記念物化を目指していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それで、予算案で1つあるんですが、観光についてですが、旭川観光誘致宣伝協議会に加盟ということが盛り込まれています。項目別審査のほうで、中国人旅行客云々についてはまた言いたいと思いますけれども、ここでは登山に絞って申し上げますと、旭川と同じ観光圏だということのをこれから言っていくと思うんですが、加盟したら、やはり大雪山系、あるいは増毛山地、暑寒別岳などと一体の登山に適した場所としての天塩岳というのをぜひ押し出していきたいんですが、その点どうお考えでしょうか。

副委員長（柿崎由美子君） 壺井主幹。

経済建設課主幹（壺井 務君） 旭川観光誘致宣伝協議会には平成21年に加盟し、首都圏、台湾、香港においてプロモーションを実施しておりますが、この中で、本市観光ガイドパンフレットに天塩岳も掲載され、紹介されているところであります。

委員お話のように、大雪山系などと一体的に天塩岳の見どころを内外に発信できるよう旭川観光誘致宣伝協議会に提案してまいりたいと存じます。

副委員長（柿崎由美子君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） ぜひ大雪山と一体の登山適地として天塩岳をPRしていきたいということをお願いします。

それで、次に、ちょっときのう菅原委員のほうでの答弁をお聞きしましたけれども、今話題になっている朝日地区の地域交流施設と登山客の関係についてお伺いします。

柴滝建築設計事務所の基本設計書冒頭にコンセプトがあるんですが、これは帰省者、観光客、朝日サンライズホールの開催関係者等の宿泊施設の整備を求める声が上がっているというふうに書いてありますけれども、ここに登山客の利用というのが基本的には想定されていないと。私が思うに、天塩岳の登山基地は朝日なんですと、これを内外に宣言したほうがいいというふうに考えているんです。天塩岳というのは愛別方面からも入れますので、愛別協和温泉に泊まって天塩岳に登るという方もおられると思います。また、旭川や上川、層雲峡方面から天塩岳に来られる方もいると思いますが、やはり登山というのは登っておりた後、入浴するという楽しみもあります。それを考えると、朝日に拠点設ける。そして、登山の前後泊及び入浴での利用をPRして行ってほしいと。やはり赤字を見込まれていますけれども、天塩岳道立公園のビジターセンターとして地域交流施設を位置づけたらどうかという提案も行いたいと思います。

ビジターセンターというのは、層雲峡とあと私の知っている例では美唄市の宮島沼なんかにもあるんですが、その自然だとか解説、それから休憩、避難のための機能、調査研究のための機能、管理運営のための機能というふうになっています。ビジターセンターは環境省直轄で整備されているところもありますが、都道府県の財源、市町村の財源、民間の財源とい

ろいろな財源が使われています。そういったものを朝日地区地域交流施設の中に設けてはどうかと思うんですが、この点いかがでしょうか。

副委員長（柿崎由美子君） 壺井主幹。

経済建設課主幹（壺井 務君） これまで天塩岳を訪れる方から直接、または電話等により天塩岳周辺での宿泊の入浴施設についての問い合わせが年間50件程度ございます。その際には、士別市内、もしくは近隣の宿泊施設を紹介している状況でありましたので、地域交流施設建設後は、これらのお客様を本施設へ誘導することが可能になると考えております。

また、大雪山国立公園の自然と人々とのふれあいをテーマに、自然学習や自然体験の手助けを進め、自然環境保全を推進していくことを目的に設置されている層雲峡ビジターセンターがございしますが、委員御提言の地域交流施設を天塩岳道立自然公園のビジターセンターと位置づけることについてであります。また、層雲峡ビジターセンターと同様の専門機能を担うためには、現行の交流施設の規模や登山等に関する専門知識を有する人材確保など、多様な課題がありますことから、現状では難しいものと考えておりますが、交流施設が登山客等を含め多くの観光客に情報発信できる施設となるよう登山経験者などの協力を得ながら、ビジターセンター的機能が持てるかどうかも含め検討してまいりたいと存じます。

副委員長（柿崎由美子君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） 人材は確かに博物館と一緒に、専門の人材を置くということが必要ですから、すぐにどうこうということではないと思います。ただ、やはり道立自然公園があるわけですから、その道立自然公園のビジターセンターをつくるということは、道からもある程度の財源なり、補助金なりも期待できるわけですから、ぜひとも前向きに検討をお願いします。

今回、期せずして市立博物館と最後に朝日の交流施設という箱物を取り上げたわけですが、やはりこれを拠点としてまちづくりを進めていくということで、新年度から士別も新しくスタートするということで、前向きにやっていきたいということで、総括質問のほうを終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

副委員長（柿崎由美子君） 池田 亨委員。

委員（池田 亨君） 応援の方が激励をしてくださったんで、最後ですから、張り切って30分ぐらいで全部終わらせたいと思います。

最初に野生鳥獣被害、特にエゾシカによる被害対策等についてということで、通告をさせていただきました。要旨として、法並びに特別措置法対応施策とそれから計上予算と、それから個体処分等について通告してあるわけですが、個体の処分等につきましては、これは実はこの委託契約の中で、士別市有害鳥獣保護駆除業務委託契約書、これについては、実行面で改善をされるといったことでもありますので、この部分については、時間を節約する意味で質問は取りやめておきたいと思います。

それで、この関係につきましては、何度も実は一般質問の中でもやっていますし、それから、

特別委員会の中でも出ております。大体どれぐらいの回数がこの議場で議論されたかと申しますと、平成14年第4回定例会で岡崎議員、同じく岡崎議員が平成17年第2回定例会でも取り上げております。それから、谷口さんは、平成19年第4回定例会と平成20年の決算特別委員会、そして、伊藤議員も同様に取り上げておりますし、平成21年3月定例会で柿崎議員、そして、今年の第1回定例会で粥川議員が取り上げております。

この議論の趣旨を簡単に追ってみますと、実は岡崎議員が平成14年第4回定例会で申し上げたのは、いろいろな法律的な制約があるけれども、この駆除を優先した対策が必要ではないかと、こういう趣旨合いの質問をして、この後の答弁は、現時点における即効的な施策として、電気牧柵があると。これは中山間の直接支払方式によってこれをやるんだということでありませうけれども、岡崎議員が強調したのは、電気牧柵で進入を防ぐような措置をとっても、これはいずれこの電柵を破って中に入ってきて被害を受けると。こういうことでこの対策を強く求めたという経過がございます。

それから、平成19年第4回定例会では、谷口議員が特別措置法に言及しております。それで、実は大正7年に鳥獣害保護法が制定されて、その全面改正が平成14年になされて、この特措法の法律制定が平成19年12月になっております。実に新法が制定されてから特別措置法ができ上がるまで5年かかっているわけです。この5年の間に状況の変化がどのような形であったのか。これをまず、どういうふうに押さえているか考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

副委員長（柿崎由美子君） 佐々木畜産林務課長。

畜産林務課長（佐々木 勲君） 今も委員お話ありましたとおり、鳥獣法そのものが非常に明治28年から狩猟法として制定されております。その後、農水省から環境庁ができたということになったり、また狩猟による鳥獣は余りにも捕り過ぎたことによって保護をしなければいけないというようなことも出てございました。その後、都市の人口増加、狩猟者の減、シカ、イノシシ、サル、それらの被害が非常に多くなってきたということで、平成11年にその鳥獣法の中にそういう増えたもの、もしくは減り過ぎたものについては、特定鳥獣保護管理計画という制度が定められました。それに基づいて都道府県がその計画を立てて駆除するというようなことで、北海道においてはエゾシカがその対象となって実施されてございます。

その後は大きな変化はなく、平成18年には例えばトラバサミとかそういうものについてはだめだよとか、そういうようなことで制度の改正がなされております。

法律そのものが戦前の狩猟、それから、狩猟による制御、それから今現在は被害防止対策、それと、あとハンターとしての娯楽というふうなことで、そういった狩猟へと随時変化してございます。

それで、鳥獣の保護、管理ということで、管理というのは、減らすためのものというふうにとらえることができるかと思っております。そのような制度がそれぞれ見直される中で、近年、特に気象の変化、暖冬の影響等々でシカが非常に東のほうから西のほうまで上がってきているということですので、それらの取り組みをまずは防護柵、電柵等々で行っていたものの、今現在

それぞれあります農作物への被害というようなことで、さらに対策が必要となっておって、その特措法というのもそういう法律に基づいて、鳥獣法との連携のもとに特措法というものができている状況でございます。

その辺のことで特措法を活用しながら、土別市においてもいろいろ管理計画等々を定めながら、平成22年度からは積極的に行っていきたいという状況でございます。

以上でございます。

副委員長（柿崎由美子君） 池田委員。

委員（池田 亨君） 実は、この特措法が出てくるまで5年かかっているんです。そして、特措法でこれから措置をしていくと言っただけけれども、本当にこの特措法の内容で、野生鳥獣の被害が防げるというふうにお考えになっておりますか。

副委員長（柿崎由美子君） 佐々木課長。

畜産林務課長（佐々木 勲君） その特措法の中で、最後の附則の中でつけ加えられている部分がございます。そのうち、この特措法の成果を見定めて必要に応じて見直すということになっておりますので、今現在進められている特措法も改善すべきものというものもあれば、我がほうとしても意見をそれぞれ述べて、道なり、国のほうに申し上げていきたいというふうに思っております。

以上です。

副委員長（柿崎由美子君） 池田委員。

委員（池田 亨君） それで、一般質問でいろいろ被害の状況など出されておりますけれども、全国的、それから全道的、それから土別市の被害の状況をお知らせいただきたいと思います。

副委員長（柿崎由美子君） 佐々木課長。

畜産林務課長（佐々木 勲君） まず、私どものほうで1月にも協議会も、土別市有害鳥獣被害防止対策協議会ということで設立しました。その中でも、資料的なものも整理しておりますけれども、例えばシカでありますならば、農作物の被害、全国でいきますと、平成20年度には面積で4万4,000ヘクタール、それと、金額につきましては、58億1,600万円ということで、全体の被害額に占める割合が4割ということで、シカの部分が多いということになっております。

そのシカというのは、いわゆる北海道におけるエゾシカということですが、その部分でありますので、北海道におけるエゾシカが非常に大きいということでございます。

それで、北海道のエゾシカの被害状況で申し上げますと、平成20年度の被害では、被害金額が42億円の獣類による被害があります。そのうちのシカが大部分を占めて、39億9,000万円ということで、北海道における被害金額の獣類によるものについては、シカが大部分ということになってございます。

それと、本市における被害状況でございますけれども、農作物の被害状況ということで、平成20年には2,900万円であったものが平成21年度には6,100万円ということで、2倍に増えているということで、平成20年からは農家さんへ実施するアンケート調査をして積み上げをしてお

りますので、このような数字になってございます。

先般の議会のほうでもそれぞれエゾシカにつきましては、朝日、温根別地区が多いということになってございまして、作物的には牧草、水稻、大豆、このようなものが被害が多いということになってございます。

以上でございます。

副委員長（柿崎由美子君） 池田委員。

委員（池田 亨君） 今、土別の被害状況をお聞きいたしましたけれども、これは農業生産額に対する比率は少ないと思います。大体一番新しい数字で6,000万円ですけれども、これは大体被害戸数は何戸ぐらいになりますか。それで、被害戸数と、それから1戸当たりの平均被害額、これをお知らせいただけませんか。

副委員長（柿崎由美子君） 佐々木課長。

畜産林務課長（佐々木 勲君） 申しわけございません。

エゾシカの被害額は先ほど6,100万円ということをお知らせしましたが、被害の件数につきましては、802件にアンケート調査をして回答が518件、「被害がある」と答えた方が255件ですので、平均では24万円の1戸当たりの被害額というふうになってございます。

ただ、エゾシカのほかにヒグマ、カラス、キツネ等々も含まれておりますので、詳細につきましては、出してございません。

以上でございます。

副委員長（柿崎由美子君） 池田委員。

委員（池田 亨君） 1戸当たり平均すると24万円ということなんですけれども、もうこういった被害があって、生産意欲をなくしてしまって離農されたという方の話もお聞きしています。

そうすると、これは24万円というけれども、多いところについては、もうほとんど営農ができないようなそういう被害も出ているのかなという感じがしますけれども、極端な例だと思いますけれども、その最高額は大体どれくらいになっているかお知らせいただけませんか。

副委員長（柿崎由美子君） 佐々木課長。

畜産林務課長（佐々木 勲君） 当時のアンケート調査の数字を今把握しておりますので、後ほどお答えしたいと思います。

副委員長（柿崎由美子君） 池田委員。

委員（池田 亨君） それでは、私もここまで数字を具体的にお聞きすると言っていなかったですから、これは時間がありませんから、相当高額な金額になるんだろうというふうに推察をするわけです。そして、こういった被害の状況が、実は農政対策協議会だとか、農業委員会の要請書の中に深刻な問題として取り上げられて、そしてこの中では、例えば農政対策協議会、平成21年のこの要請書の中では、「有害鳥獣の捕獲が一番有効な対策である」というような文言を付して、実は申し入れがあった。これに対して回答は、「1頭当たり1万円、猟銃の免許取得に対して6万円の助成をする」、更には、「エゾシカ用のわなの設置試験や研修会の開催な

ど関係機関との連携のもと、有害鳥獣による農林産物の被害防止を図るとともに捕獲従事者の増員、確保を図ってまいります」と、こういう回答があって、そして、今年のこの予算の中に394万8,000円の予算が計上されたんだなというふうにこの予算書を読ませていただきましたけれども、こういう理解でよろしゅうございますか。

副委員長（柿崎由美子君） 佐々木課長。

畜産林務課長（佐々木 勲君） お答えします。

平成22年度の取り組みに当たりましては、先ほど言いましたいろいろな地域での御要望等々ありましたので、それを猟友会の方とそれぞれ協議をしながら組み立ててまいった次第であります。

以上でございます。

副委員長（柿崎由美子君） 池田委員。

委員（池田 亨君） それで、この回答書の中にあります「関係機関との連携のもとに被害防止策を図る」と、こういうふうに回答されたわけですが、この具体的な中身は、土別市の対策協議会というふうに理解してよろしいでしょうか。

副委員長（柿崎由美子君） 佐々木課長。

畜産林務課長（佐々木 勲君） お答えします。

これらの防止対策につきましては、農協さんなりもそれぞれ猟友会のほうへの助成、もしくは共済さんのほうも共済の対策、森林組合さんのほうも林の対策ということで、それらの関係機関及び構成している農家の代表者の方々との協議のもとに組織してございますので、その中で特措法でいうところの計画の策定とか、今回の試験的に行うわなの導入とか、有害鳥獣機関へのエゾシカの助成金の関係等もそれぞれ検証しながら、協議をしながら、効果の上がるように進めていきたいと思っておりますし、改善すべきものがありましたら、この協議会の中でそれぞれ検討をして、よりよい対策に当たっていききたいというふうに思っております。

以上でございます。

副委員長（柿崎由美子君） 池田委員。

委員（池田 亨君） 私は回りくどい質問の仕方をしてはいますが、これは実は資料をいただきまして、この特措法の関係で、これは実は土別の担当からいただいたんですけども、鳥獣による農林水産等にかかわる被害防止のための特別措置に関する法律の関係で、実は資料をいただきました。この資料の末尾に添付されております施行規則、この末尾に、実は北海道はこの計画のみ策定しているということは、エゾシカ保護の管理計画書第3期、これは平成20年3月から平成24年3月までということで、管理計画だけはできているという回答だったわけです。そして、この中で特定鳥獣の管理計画についても、実はこの関係の資料の添付がありませんけれども、これだけ深刻な、実は岡崎議員が質問したのは平成14年第4回定例会です。このときに個体管理をどうするかと。駆除しなければならないという、そういった関係住民の深刻な声があるにもかかわらず、実は6年経過して、計画だけできていますというこういう行政の

あり方というのは、私はいささか疑問に思うんです。これは道に対してこの関係についてどのような意見進達をしているか。これは、もしそういった事実があればお知らせをいただきたいと思います。

副委員長（柿崎由美子君） 伊藤経済部長。

経済部長（伊藤 暁君） 北海道に対する意見の関係でございますが、今、上川北部でもそんなんでありますが、シカの被害に対しては、単なる自治体一個でやっても効果が上がらないよということもございまして、広域的に取り組むべきだという部分については、管内の農業関係の会議でもお話をしていますし、道北の市長会、あるいは副市長会の中でも論議になっていまして、この部分について北海道のほうにきっちり駆除計画をつくって、例えば上川一帯で一斉に駆除期間を設けてやるだとか、そういう方法が必要ではないかということについて働きかけを今しているところでございます。

副委員長（柿崎由美子君） 池田委員。

委員（池田 亨君） これは士別市議会の特別委員会ですから、どうしても市の理事者側に申し上げるという形になります。私はやはりこれは法律に基づいて日本国民を縛るというような性格のものであるから、国なり、道なりが、これはやはり地域住民の声を聞いたらすぐ対応するというそういった姿勢がなければならぬだろうと思っています。私もこれはシカなんて人間よりもずっと行動範囲が広いわけですから、朝日にいたシカが、ずっと朝日に定住するかというとなかなかそうではない。だから、そういった意味では、やはり広域的に責任を持たなければならない行政の分野というのは、おのずとそういった部門についてもこれは責任を負うべきだというふうに実は思っているんです。

ですから、今、伊藤部長のほうからいろいろ広域的な駆除の関係について考え方も述べられておりますから、ここら辺の部分についても、また後ほど議論をさせていただきたいと、こう思います。

それで、この特別措置法が出てくるのが非常に遅かった。これは新聞報道でも相当いろいろな角度からこのシカの被害の問題、それから、ごく最近ではどこか道東のほうでラッコによるウニの被害のことが出ていましたけれども、そういった新聞報道がなされております。それに対する国、それから道の機関の反応の仕方が私は非常に遅いのではないかと、そんな感じがします。

実は、農作物を食い荒らされて痛みをこうむっている農業で言えばそういった農民の痛みというのは、やはり行政というのはしっかりと受けとめなければならないだろうと思います。それが私はやはり政治だと思うんです。ですから、今ここで過ぎたことをどうせいこうせいと言ってもこれは始まらないわけですから、これからどうするかといったことをこの場で真剣に議論をしなければならないだろうと思います。そういった意味でこの後、もう少し詰めた議論をさせていただきたいと思います。

それで、いただいた資料を見ますと、この規則を見ますと、これでいつでも捕れる

というのはネズミだとか、モグラだとか、そんなたぐいのものなんです。そして、本当にシカだとかそういうものになりますと、いろいろなまた規制がある。こういった法律のあり方が、果たして私たちにとって受け入れることのできるような代物なのかどうかということを経々疑問に思っているんです。それで、今私が疑問に思っていることについてどのようにお考えになっているか、担当のほうの考え方をお聞かせいただければと思います。

副委員長（柿崎由美子君） 佐々木課長。

畜産林務課長（佐々木 勲君） お答えします。

今おっしゃいましたとおり、農家の非常に痛みがあるということでございます。それらがしっかりと反映されていないのではないかとということですが、そのための法律というものに鳥獣法がありますし、鳥獣法のほかにも種の保存法とか、生物多様性の法律とかいろいろ法律で整理されてございます。その中でその特措法というのがようやく日の目を見て上がったというふうに見ておりますけれども、それらの法律がしっかりと機能できるように、私のほうもそれぞれ農家さん、地域住民の方の意見を聞きながら、改善すべきものはしっかりと上に伝えながら、また協議会の中でそれぞれ協議をしながら、積極的に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

現実にまだ今年、平成22年度からの取り組みということですので、まだほかの近隣市町、もしくは道内でもそれぞれ特徴的な取り組みをしているところもございます。そこらのほうとの調査もし、かつ情報交換もしながら一体となって取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

副委員長（柿崎由美子君） 池田委員の総括質問が続いておりますが、昼食を含めて午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時51分休憩）

（午後1時30分再開）

副委員長（柿崎由美子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総括質問を続行いたします。

佐々木課長。

畜産林務課長（佐々木 勲君） 先ほどの午前中の質問の中で、平成21年度の農作物の被害調査結果において、最大の被害額があった金額は幾らかという質問でございましたけれども、調査しましたところ、温根別地区の農家におきまして、小豆1ヘクタール、大豆3.1ヘクタール、バレイショ1.9ヘクタールということで、発芽時にそれぞれ被害を受けたものというふうに思ひまして、総額で410万4,000円ということになっております。

この方は突出しておきまして、そのほかにもソバで300万円という方もいらっしゃいますけ

れども、以上でございます。

副委員長（柿崎由美子君） 池田委員。

委員（池田 亨君） ただいまの答弁、大急ぎで調べていただいてありがとうございます。

ただ、400万円を超えるということになりますと、これは土別の地場の賃金で言いますと、恐らく粗収入で1人分の1年の賃金に相当する。それよりも少し上回るぐらいかなという感じがするんです。ですから、実際に被害に遭われた方の立場からすると、これは相当甚大な被害だというふうに言わざるを得ないのではないかなと、こう思うんです。ですから、私はこの法律と、それからもう一つはこの特措法、この法律についてやはりもう少し現場から声を出す必要があるのかなと、そんな感じがするんです。

この特措法の、これも佐々木課長さんからいただいた資料ですけれども、利害関係人の声を聞くというふうに書かれています。これは中央環境審議会委員の名簿を見ますと、ほとんどの方が都会に住んでいて、大学の先生だとか、国の研究機関の方なんです。そうしますと、こういった人たちに果たして農作物を荒らされたり、それから漁場を荒らされたりしている人の痛みが果たしてわかるのかどうか。それは多分頭ではわかると思います。400万円被害に遭いましたとって、頭ではわかるけれども、それが生活の実感として、どういう痛みであるかということとはわからないと思います。

それから、これは同じく資料をいただいた中にあるわけですけれども、北海道の環境審議会委員の名簿、これも拝見させていただきました。20人の中に漁業関係の方、これは組合連合会の代表理事をなさっている方ですから、この方が1人と、それから北海道農業協同組合中央会の副会長の長谷川さんという方が入っているだけです。ほとんど、18人の方は都会に住んでいて、そして、北海道って自然があっという間と。エゾシカが見えたとか、クマが見えたと感動するようなたぐいの人だけだと思うんです。

そういった意味で、私はもう少し実際に被害に遭われている方の立場に立って意見を言う、そういった人たちがもっと入ってこなければ、本当に被害に遭って困っている人の声というのは、この法律を策定する場合に伝わっていかないと、こういう欠陥があるんだろうと思います。

自然保護団体の方は、いろいろ自然保護ということでは言われています。だけれども、実際では人間の生活とどっちが大事なんだということになると、私は残念ながら農家の子供として生まれて、そして、農業者の大変さというのを子供の時体験しているだけに、私はどうしても、やはり農村地帯で言えば農業者の生活を最優先して考えるべきだと。それが私は法律だと思うんです。私の考え方はどうでしょうか。これは私のひとりよがりであつたらまずいと思うんですけれども、ちょっと課長どういうふうに関心したか、感想をお聞かせいただけませんか。

副委員長（柿崎由美子君） 佐々木課長。

畜産林務課長（佐々木 勲君） 私のほうもエゾシカ等々の担当をして、去年は春からクマの関係、エゾシカの関係、それぞれ大分苦慮をしたところでございます。これほどひどいということも、近年特にひどくなっているということですので、私どものほうも農業者の方たちと協議

会もつくりましたので、十分議論をしながら、かつ、道なり国のほうにしっかりと物を申し出ていきたいというふうに思っております。

まだまだ本当にどういう対策がいいかというのも、まだ国のほうも手探りの状況であります。道のほうもまだ試験的にやるということですがけれども、もっともっと急ぐようにということも申し述べていきたいし、我々のほうでもいろいろな施策も考えていきたいというふうに思っておりますので、おっしゃるとおりでございます。

以上でございます。

副委員長（柿崎由美子君） 池田委員。

委員（池田 亨君） 私の考え方も少しまともなんだというふうに受けとめていただいたのかなと思って、ほっとしました。

それで実は、これは話がちょっと飛びますけれども、きょう、ふと思いついて、こんなのを見てきたんです。かつてこれは平成17年9月1日につくった土別の条例です。土別市空き缶等のポイ捨て及び飼犬等のふん害の防止に関する条例。これをちょっと大分市民部長と議論して、これはこの議論に加わったなど、こういうふうに思って思い出したんですけれども、これは直接関係ないです。

ここの11条に、勧告及び命令等とあるんです。これを読みますと、市長は第3条の規定に違反している者に対して、第3条というのは自分で出したごみだとか、そういうのは放置してはならないという条文なんですけれども、この3条の規定に違反している者に対して期限を定めて必要な措置を講ずよう勧告することができると。

2項で、市長は前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくして勧告に従わない場合は、期限を定めてその勧告に従うよう命令することができる。

3つ目は、市長は前項の命令に従わない場合については、期限を定めて、その内容及び氏名または事業者名を公表することができると、こう書いてあります。

これは直接この鳥獣法と言いやすいから言わせてもらいますけれども、これと関係ないけれども、ここで資源とごみ、これはどういうふうに分けるかという部分があります。資源というのは、もちろんこれは何かに使える物、それからごみ。これは考え方としてどんなふうで頭の中で整理したらいいのかなというのは、これは市民部長のほうの縄張りになるんでしょうか。ちょっと見解をお聞かせいただければと思います。

副委員長（柿崎由美子君） 有馬市民部長。

市民部長（有馬芳孝君） 資源とごみということの区分でございますけれども、それぞれ廃棄物、あるいは一般廃棄物、産業廃棄物ということですが、法の中で規定はされてございますけれども、市のほうの条例につきましては、有効活用を図れるものについて資源というふうな形で、一般市民の方の御理解、御協力の中で資源の有効活用、分別収集に基づきまして、ごみの少ない環境美化のまちづくりを目指しているところでございます。

勧告云々というごみという中で、たとえ判断をいたしましたとしても、現状といたしまして

は、ただいま委員お話がございました勧告までいっている部分は、実際のところは少のうございませんで、指導と言いますか、直接行かなくても勧告を経ての指導ということではなくて、犬の関係、空き缶等を見つけた段階で、きちっとしてくださいという口頭での注意、そういった面での指導を実際やっているところでございます。資源でないものについては、ごみというとらまえ方をいたしているところでございます。

副委員長（柿崎由美子君） 池田委員。

委員（池田 亨君） ありがとうございます。

それで、もっとこのことを具体的に言いますと、資源というのは活用する方法があるものです。それから、ごみというのは生活を阻害する物質というふうに考えることはできないでしょうか。

副委員長（柿崎由美子君） 有馬市民部長。

市民部長（有馬芳孝君） 一面、生活を阻害する、確かにおっしゃるとおりだと思いました。ただし、生活を阻害する物という中には、資源というか、産業に伴って他の物に対して、においでございますとか、いろいろなことで公害的な物で阻害する物はございますので、必ずしもごみだけに限らないというふうに判断をいたしているところでございます。

副委員長（柿崎由美子君） 池田委員。

委員（池田 亨君） ありがとうございます。

それで、シカに戻るんです。生活を阻害するシカは果たして資源と言えるのかどうかということだって、今度は議論の対象になりますよね。動物だけでも、人間の生活を中心にして考えると。やはりこれはごみと資源というのは、その人によっても変わるし、その状況によっても変わるんです。私なんかは古い物が好きですから、ときにごみなんかで出ていておもしろいものがあると、もらってくるんですけれども。私にとったら資源でも、それを捨てた人にとったらごみなんです。それで、シカを考えた場合、そこに住んでいる人の生活を阻害すると。そうすると、ごみもしくは不要なものというふうに整理するとすれば、これはかなり論理は飛躍しますけれども、これはやはりそこで発生したそういった物は、発生させたところでこれは処理しなければならないという、そういうことだって実際に言えるのではないかなという気がするんです。

そして、シカの大部分は国有林の中で増殖しているようです。畑の中ではなかなか増殖はしていないようです。たまたま国有林だとか、そういった森林の中で増殖して、えさを求めて出てきて、農作物を食い荒らすと、こうなっているんです。そうすると、これは庶民にはこういうポイ捨て条例やなんかでこれはいろいろ注意はするけれども、国という大きなそういった機構の中でやるのは、何ら責任を問われないというのは、これは一般住民から見ると、少し問題がありはしないかと、そんな気がするんです。こういう考え方というのはどうなんでしょうか。これはもう林務課長と議論していますから、林務課長と少しやりましょうか。ちょっとお答えいただけませんか。

副委員長（柿崎由美子君） 佐々木課長。

畜産林務課長（佐々木 勲君） 先ほど資源ということでございましたけれども、北海道のほうでもエゾシカの衛生処理マニュアルというものを平成18年10月に策定しております。いわゆるエゾシカを資源として活用できるように、そこで処理したものを衛生的に持ち帰って、それを流通させるというふうなことで、エゾシカ協会というところでもそれぞれそういう衛生マニュアルに沿って処理した肉については、そういう認証を受けた肉ですよということで、道内六、七カ所で、そういう処理施設も整備されて、それをネット上なりで広く販売をしているということでございます。

そのようなことで、エゾシカを資源として活用するという方向も、今強く求められておりますので、先ほど言いました例えば市町村の計画の中にも、そういうことができないのかというようなことも、いろいろ協議会の中でも検討しながら、かつ例えばとったものをどこかで保管をして、それをその処理施設のほうに持っていくというような保管場所的なものもどうなのかということも、いろいろ検討していきたいと思っています。

国有林さんにおきまして、森林管理署さんのほうにいろいろ苦情があったということで、森林管理署さんのほうから道を通じてそういう実態がないのかという急遽アンケート調査もありましたので、国有林さんのほうもそれぞれ対策と一緒に当たっていただけるものというふうにしてありますし、また、我々のほうも、要望なりも随時しながら、ハンターの方がそこに逃げ込んだものであっても、それを捕りに行ける、もしくは作業がないところには、捕獲に行けるというようなことをいろいろ要望しながら、取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

副委員長（柿崎由美子君） 池田委員。

委員（池田 亨君） 市町村の担当はものすごく苦慮しているんです。それで、今いろいろお答えいただいたけれども、それでは、これは活用できる部分は活用すると。そういったことを考えていますと、こう言っているんですね。だけれども、現実に土別では最終処分場に年間200頭なり300頭なり埋め立てしているわけでしょう。その経過的な時期であるわけだから、そういったこともこれは当然あってしかるべきだけれども、やはりこれは国の責任でやらなければならないという部分があると思うんです。なぜかと言いますと、環境庁が主管する法律で実はそれを縛っているわけです。法律で縛っている、命令して庶民を拘束している。その法律の大元締めが何もしないで、ただ現場にやれやれと言ったってこんなのは解決できないんです。

今、私は一番必要なのは、この個体の駆除をどうするかということだと思っております。これは平成14年の岡崎議員が質問した、あの当時からもう6年、7年たっているんですか。それで、それは何ら措置されないで、実は頭数はどんどん増えている。今、これは考えていますと言ったって通ることと通らないところがあるんです。例えば、私は車の運転が下手ですけども、

制限速度をオーバーして走っていて捕まって、いや実は今減速しようとしていたんですと言ったって、これは通らないわけでしょう。ですから、やはり法律の適用というのはもう少し公平で、しかも謙虚でなければならぬと、私はそう思うんです。

ですから、国がこの増殖に適しているような森林管理をしているとすれば、これはやはり林野庁の私は怠慢だと言っても過言ではないと思うんです。そういった意味で、私はこの特措法が出たけれども、出た時期も遅いけれども、この特措法でまだ言っているのは、どうも被害に遭って困っている人間よりも、被害を加えている野生動物を保護するというような意識が強く出過ぎていて問題があるのではないかなと、こう考えるんです。この考え方はちょっと異常でしょうか。どうでしょうか。

副委員長（柿崎由美子君） 伊藤部長。

経済部長（伊藤 暁君） 今、池田委員からお話がありましたが、確かに北海道の管理計画を見ましても、今北海道で35万頭から40万頭のシカが生息しているんだと。この約2割ぐらいを毎年駆除しなければならないと。北海道を東部と西部に分けて、土別は西部のようではありますが、ここで雌ジカ3万5,000頭を何とか駆除するように努力しましょう。東部は3万頭で全部で6万5,000頭ということなんですね。そういう経過を書いているんですが、具体的には、それに基づいて市町村頑張りなさいというようなことになっているものですから、先ほども言いましたが、国なり道には、やはりこの駆除に向けて具体的にどうするんだという働きかけはきちりしなければならないというふうに思っていますし、池田委員が言うように、国のほうも責任があるんだろうというふうに思いますが、現実的に被害が出ているわけでありますので、市とすれば、新年度予算で新たに予算を組みながら、やはり何ほかでも減らしていきたい。そのためには、やはり猟銃免許を持っている人を増やさないと。土別においては30人ぐらいしかいないわけですので、何とかこれを増やしながらか、国に働きかける部分は働きかけながらやれることからやっていくということで、やっていきたいというふうに思っていますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

副委員長（柿崎由美子君） 池田委員。

委員（池田 亨君） 現場の御苦勞はよくわかるんです。私は道もこの特措法もかなりいいかげんだなと言ったら、これはおしかりを受けるかもしれませんが、かなりいいかげんだと思うんです。実際に被害に遭った人の自力救済を認めていないんです。これはやはり現場を預かる立場から、ぜひこのところは強く主張していただきたいと思います。

それで、こういうような状況で、幾ら頑張れと言われても、夜間に鉄砲を撃ったらだめだが、いろいろな制約を加えていて、そして、シカはやはり命いたわしいからこれは危険なところに来ないです。だんだんと人間との対応を学習して利口になってきています。そういうことを考えると、この特措法を、これはかなりざるに近いというふうに思っていますけれども、それでもこの法律でいわれている部分を早く、これは北海道だったら北海道全体の計画の中で、それでは、例えば上川北部の土別は何をやるだとか、そういうのを北海道が管理計画をつくっ

て指導すべきではないかなと、そんなふうに思うんです。

それで、これはもう一つ別なのが出てきました。中央環境審議会野生生物部会の鳥獣保護管理小委員会委員の名簿というのが出ています。11人いるけれども、この中には農業関係者、漁業関係者はだれもおりません。大学の先生ばかりです。都会でおいしい肉をたくさん食べて、そして、動物の殺傷をするのは野蛮人だというような言い方をするような方たちだけが、いろいろと頭を使って法律をつくっているんだと思いますけれども、それで、私は今、この駆除の方法が非常に緊急を要する課題だというふうに受けとめているのはどうしてかと言いますと、実は、これは実際に狩猟をやっていらっしゃる方にお聞きしました。

今、エゾシカが好んで食べているものは何だと聞いたら、大体樹木の皮だというんです。そして、今までは大体ニレだとか、タモだとか、タラの木だとか、ヤナギやオンコ、そんなところだったけれども、最近はどうもうまくないミズノキだとか、ドロノキだとか、ニワトコだとか、そういうのを食べるようになった。それで、もっと後には松の葉っぱだとか、落葉の新芽を食べたりしている。実は、畑にいけてある越冬用の野菜、それもほじくって食べるようになったというんです。その方は、和寒なんかは越冬キャベツをものすごく売り物にしているけれども、あの越冬キャベツの存在を知って、味を知ったら、恐らくこの越冬キャベツの生産だってできなくなるだろうと。そのことを心配していると、こう言われていました。

ですから、こういうことを考えると、今中央で言っているような悠長な状況ではない。そういうことだけは言えると思うんです。そして、その方はこう言っておりました。シカは昔は1年に1頭しか産まなかったというんです。そして、最近は3頭、4頭というのがざらだと。最近の傾向として大豆を食べるようになったというんです。大豆もおいしい黒大豆から食べるんだそうです。最近の例では、これは前回の伊藤委員の発言の中にありましたけれども、実のついた稲も食べるようになってきたと、こうなります。そうすると、このままの状態で放置すると、これはえさがたくさんあるわけですから、だんだんと増えてくるだろうと。

そうすると、どういう形か駆除をしかりしないと、これは憲法に生存権を保障されている人間が、憲法の下位法であるこの鳥獣保護法によって生存権を脅かされるという変な格好にもなりかねないんです。そういった意味で、私はこの駆除の方法をどうしても変更するような立法が必要だろうと、こう思うんですが、いかがでしょうか。

副委員長（柿崎由美子君） 佐々木課長。

畜産林務課長（佐々木 勲君） 今お話ありました、例えば鳥獣法でその改正も含めてできないかということです。例えば諸外国におきましては、猟銃のライフル銃やなんかでもって、夜間でも消音器をつけて捕るといようなこともやって効果を上げている国もございますが、日本におきましては、いろいろ猟銃による事故等々もある中で、日の出から日没までというルールになってございます。そういうような法改正も必要なのかなと思いますけれども、何せ危険が伴うということですので、非常に難しい部分があるのかなと思います。

それと、生存権ということで、池田委員さんのほうからもおっしゃられましたけれども、憲

法でいうところの生存権という部分につきましては、社会権というようなある一定の達成目標というようなことになってございます。それを具体化するのはいずれの法律ということでございますので、午前中申し上げましたとおり、鳥獣法なり、その法律の中でしっかりと行うべきかなというふうに思っています。

ただ、鳥獣法は、先ほど申したとおり出始めが狩猟法ということがあったのも実態でございますので、その辺もあるのかなというふうに思いますけれども、現実合ったものになるべきだというふうにも思います。

以上でございます。

副委員長（柿崎由美子君） 池田委員。

委員（池田 亨君） どういうふうに法律を読むかというのは、これはそれぞれその立場から見ると違うわけですから、今やはり社会権があるだろうと、こう言ったけれども、少なくとも漁業者にとったり、農業者にとったりすると、そこで生計を立てることができないような状況に追い込まれるというのは、まさに生存権の否定なんです。これはやはり私は、末端の自治体で、しかもこの末端の住民を守る立場の機関が、このことについて声を出すべきだろうと、こう思います。そういった意味では、危険を伴うだとかいろいろなことがあるけれども、これはやはり駆除をする方法を何としても考えなければならぬと、こう思うんです。

鳥獣保護法も、自衛隊法も、法律でいえば同格ですよ。高橋知事は自衛隊の出動を求めて、このシカの駆除をやるという方法なんかはどうなんだろうというのは、過去どなたかの質問にお答えになっています。自衛隊の出動を願うということは、自衛隊法を変えるか、変えなくても解釈運用でもってこれは実質的に変えるということにつながるわけです。そうすると、鳥獣保護法、この法律の発効する時間帯を、時間と地域と期間を限定して、これは変えるということだって私は可能ではないのかなという気がするんです。それぐらい私は危機的な状況にあると思います。

新聞の切り抜きもいろいろ取って見ましたけれども、札幌の街の中をシカが歩いていたとか、それから、どこかの幼稚園の廊下にイノシシが入ってきたとか、そんなのも新聞のニュースで出ています。そうしますと、やはりどうしてもこれはいろいろな制約があるかもしれないけれども、やはり駆除の時間帯を日の出から日没までという決められた条文がありますけれども、その条文にただし書きを付して、「ただし、これこれしかじかの条件を満たした場合は、これを特例としてその駆除の方法を認める」と。これは警察庁と環境庁と農水省と、あと総務省かどこかが相談すればいいんですか。それはできると思うんです。

実は、法律の実態的な改正というのは、自転車の三人乗りですか、これはお母さんたちの要求で警察庁が認めざるを得なかったんです。こういった事例もあるんです。そうしますと、これはやはり法律というのは人間を拘束はしていますけれども、目的そのものは拘束するためではなくて、それぞれの人間がお互いにルールを守って自由にそのルールの範囲内で生きていくことができるというふうに、そういったことを求めて制定されたのが法律なんです。

ですから、この法律に生存権が犯されるという考え方というのは、そういう状況というのは、私はやはり除去しなければならないだろうと、こう思うんです。この考え方はどうでしょうか。

副委員長（柿崎由美子君） 佐々木課長。

畜産林務課長（佐々木 勲君） おっしゃるとおりで、その法律でもって生きる生存権がその憲法に基づいて保障されるというものでございますので、その法律が現実に合わないものであるならば、改正に向けて要望していきたいと思っております。

以上でございます。

副委員長（柿崎由美子君） 池田委員。

委員（池田 亨君） それでは、どうも御丁寧な答弁ありがとうございます。

それで1つお願いがあるんです。実は、土別の協議会が結成されましたね。そして、協議会の事業項目もそれぞれ書かれております。その中に、今私がお願いしたこの鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の38条で、この発砲する時間を決めているんだけど、この条文に特例を設けるようなことも、この事業課題の中に加えていただけないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

副委員長（柿崎由美子君） 佐々木課長。

畜産林務課長（佐々木 勲君） 協議の中での事業計画におきましては、それぞれ業務委託なり、活動方針も出してございます。その中では、まず特措法に基づく計画づくりというようなことが一番メインでありますし、また、道への対策の要請ということもございます。午前中も申し上げましたけれども、従事者確保に向けての道北支庁会を通じての要請等々の活動をしっかりやっていきたいと思っております。

今の部分でいきますと、日の出から日没というようなことを一日中を通してということになりますと、先ほど言いましたけれども、その危険性、ライフルでいきますと、約300メートルほど届きますので、非常に危険なものであるということですので、つい先般もイノシシの駆除の際、猟銃の方で事故が起きたということもございますので、その辺はもう少し十分検討しながら要請をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

副委員長（柿崎由美子君） 池田委員。

委員（池田 亨君） 法律をどうするこうするというのは、市町村の仕事ではないですね。やはり現実にこういった問題が起きていると。これを解決するためには、牧柵をめぐらせて入ってこないようにするといったって、その答えは増殖するわけです。増殖してえさがなくなると、えさを求めてえさ場に出てくるんです。そうしますと、これはやはり絶対的な個体管理をきちっとしなかったら、これはイタチごっこなんです。

これはどなたかの一般質問の質問と答弁の中にもそういう言葉がありましたけれども、ですから、少なくとも、これは今イノシシを駆除していたときに人に当たったとか何とかと、そういう答弁もありました。事実もありました。だけれども、例えば地域と、それから時間と期

間をきちっと限定して、期間というのはもう何カ月でなくて、例えばこの1週間だったら1週間に夜間帯でもって駆除すると。そういうことを特例として認めさせるようなそういうような方策をとらないと、これは実効が上がらないんです。

だから、私はこれは協議会の中の一つの行動課題として、こういう運動もやりますよと。土別、もしくは土別だけではなくて土別を中心とした地域で。この本議会で牧野市長は名寄に自衛隊の退職者の皆さんがいらっしやると。そういった方たちの協力もいただきながら何とかしたいと、こういうお話をされていました。私は日中はなかなか難しいと思うんです。そうしますと、夜間帯に出てきたところを駆除するというようなことも、やはり実際に被害に遭っている現場の者の声として、これはやはり上部に、道なり、それから国なりにこれは挙げていって、そして特例を認めさせるような法律の制定を求めていくような運動をすべきだと思います。

もちろん課長がおっしゃる特措法の範囲内でやるんですよと、これもわかります。これは行政が法律に違反してやることはできないわけですから。だけれども、法律を変えるということは可能なわけですから、ぜひこれは住民の切実な声として受けとめていただきたいと、こう思うんです。

それから、もう一つは、これは狩猟者の実際の声なんですけれども、実は国有林の場合は、狩猟許可というんですか、それをいただいても、実際にそこに入って狩猟することができないというんです。何かこんな地図を見せていただきましたけれども、作業をやっているからだめだというんです。だから、実際に駆除してほしい者の立場からすると、では作業を一時中止してくれたっていいのではないかという思いもあるんです。だけれども、実際国の場合は、なかなか許可をもらってもそこで入って狩猟することができないと。だけれども、道のほうはもう少し親切だと言います。仕事をやっているところはちゃんと表示してくれると。だから、ここ以外だったらできますよと。

これは駆除でなくて狩猟ですから、趣味の範疇に入っているという判断でそうなさっているのかもしれないけれども、いずれにしても、この問題は、延べにして10回ぐらいそれぞれの立場から同僚議員が質問されていますし、そのたびに丁寧な御答弁もいただいております。ですから、今度これをさらに具体的に実効を上げるような方法をぜひお願いをしたいと、こう申し上げてこの項は終わりたいと思います。

次に、執行方針・所信表明と予算についてという項目で、実は通告いたしました。それで、実はこの中で子育て日本一について、それからカウンターを越えての業務の執行について、そして、職員の研修についてという3つの要旨を挙げて通告してあるんですけれども、この子育て日本一については、これは個別の施策ではなくて、全体的にこういう子育て日本一にするんだという意識でぜひ頑張ってくださいと、こういう要望が中心になるような項目です。

実は、具体的な例を申し上げます。

これはちょっと細かいことで申しわけないんですけれども、この庁舎の窓口にベビーベッドがあります。それは家庭用のベッドです。これは例えて言いますと、皆さんが執務するときに、

いすに座って座り机で仕事をするような使いにくさがあります。小さな赤ちゃんを育てていらっしゃる方は、多分荷物も結構持っていると思います。母乳で、母乳だけで間に合わない方はミルクも必要でしょう。それからおむつも持つでしょう。それから買い物のついでということになりますと、それなりの荷物もあると思う。ただ、今のベッドの状況を見ますと、そういった物を置く場所がない。

それからもう一つは、子供さんを長くしゃべっていると、今は抱っこしているんですか、かなり体に負担もかかります。そこで腰をかがめて、そしてひざを着くような着かないようなそういうような姿勢で子供さんをいろいろ扱うということになると、かなりの負担になる。そうすると、子育て日本一という輝かしい目標を掲げていけば、職員全体がこの子育て日本一を実現するぞというのを、単に子供を扱う部署だけではなくて、庁舎全体がそういう意識になって、まさに子育て日本一、とにかく若いお母さんたちは士別に住みたいという、そういうようなまちにさせていただくような配慮をぜひしていただきたいものだなと、こう思うんです。

もう一つ申し上げますと、柿崎議員が授乳室の話をしました。これは文化センターには限りませんが、文化センターを使われているときに、そういった設備も必要だと。実はそのとき、答弁としては「言ってくればこれは部屋はお貸ししますよ」と、こういうことなんです。ところが、それは、その後この扱いについてどういうふうになっているのかなと思って、見ましたら、そういうことを皆さんに周知するような手だてが全然なされていなかった。そうすると、やはり若いお母さんたちは授乳する場所がないんだと、こういうことになります。

私の経験した例で一つ申し上げますと、これは個人的なことで恐縮ですが、あるイベントに小さな子供を育てている知人を誘いました。それで来てくれました。ところがすぐ帰りました。授乳する場所も、おむつの取りかえる場所もなかったというんです。だから、そういう不便を感じると、次にまちの何かイベントがあっても、なかなかそこには足を運ばなくなる。だから、そういった意味では、やはりこれは子育てを終わってしまった人にとったら余り関係がないことだけでも、やはりこの子育て日本一という金字塔を全国に発信しているわけですから、そういう名実ともに子育て日本一の雰囲気を感じられるような業務執行をぜひしていただきたいなと、こう思います。

もし何かお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

副委員長（柿崎由美子君） 浅利総務課主幹

総務課主幹（浅利知充君） お答えします。

お話のように、市民課の部分なんですけど、今上段に赤ちゃんを乗せて、下段に手荷物を置けるような形のベッドになってございません。でも、こういうようなベッドがございますので、現在市民課に置いてあるベッドは高さも低いタイプでありますし、荷物なども置くようにはなっておりませんので、新年度からこども・子育て応援室の設置に伴いまして、庁舎の改修がありますので、それに合わせまして設置場所、子育て応援室、あるいは市民課と調整の上、使い勝手のよいベッドを設置したいと考えております。

また、あわせまして、子育て応援の一環としまして、今、文化センターや生涯学習センターなどには設置しているんですが、本庁舎にはなかった折りたたみ式のおむつかえ用のベビーシートですとか、赤ちゃん用のいす、ベビーキープというそうなんです、これを1階の多目的トイレに設置したいと考えております。それから、本庁舎の入り口に赤ちゃん連れのお母さんが自由に使えるように、ベビーカーもあわせて置いていきたいと思っております。

次に、授乳室の関係なんですが、現在、公共施設で専用の授乳室を設置しているのは、生涯学習センターだけなんです、他の施設におきましては、スペースの関係もありまして、専用の授乳室は設置できませんので、当面はその都度、あいている部屋などを授乳室として使用することで対応いたしてまいりました。今までは利用したい方が、それがわからないというようなことがあったかと思しますので、来庁される方にもお知らせすることは必要でありますということで、今後広報等での市民の皆様への周知と、それから、事務室前などに「授乳をされたい方はお申し出ください」などの張り紙をするなど、わかりやすく表示したいと考えておりますし、今後とも市民の皆様から御意見などをお聞きしまして、子育て日本一にふさわしい対応を、職員一丸となって図ってまいりたいと思っております。

以上です。

副委員長（柿崎由美子君） 池田委員。

委員（池田 亨君） よその町の皆さんがうらやましがらうような施設の整備をぜひお願いしたいと思えます。

ちょっと今ここに座っていて、御答弁を聞いていて思い出したんですけれども、静内の郷土資料館ですか、図書館と一緒にあったところです。そこに行政視察で行ったときに、これはすごいなと思ったのは、粉ミルクを溶かすような瞬間湯沸かし器の設置もありました。そんなことなどもやはりこういった改善を手がけるのであれば、もし可能であれば、そういったことも御配慮いただければよろしいのではないかなと、こんな気がします。

それからもう一つは、カウンターを越えての業務執行です。これはやはり市長の考え方が如実ににじみ出ている項目だと思います。やはりこれは積極的に市民の中に入って行って、そして、市民と一緒にこの新しい土別のまちづくりをしていくんだと。その先頭に自治体の職員が立つというそういったことを想定して、実は地域職員制度、こういったものも新たに発足させたんだと思います。ですから、市民の期待というのは非常に大きいというふうに私は見ておりますし、市民もどういう施策を展開されるのかということを非常に興味を持って見詰めておられるだろうと思います。

そこで、一つちょっと耳ざわりなことを申し上げて、私も気が引けるんですけれども、市民に対する周知、特に要望にこたえられないような場合の周知は、これは書面で済ませるとかそういうことではなくて、足を運んで、そして納得をしていただいて了解を求めるといったような手だてをぜひやっていただきたいなど。

除雪ヘルパーのことで御相談にこちらのほうにお伺いしたら、その返事は書面1通で、しか

も、「あなたの要望にはこたえることができません」というような趣旨のことがあったというふうには、これは私事実、見たわけではありませんから真偽のほどは、これはちょっと確証を得たところまではいきませんが、そういった不満の声も実は私聞かされております。そういった意味では、これは非常に住民の要望というのは2万2,000人がいるわけですから、多いと思いますけれども、ここら辺のところはぜひ御配慮をいただきたいなと、こう思います。これは答弁は要りません。

それでもう一つ、職員研修の関係について通告いたしております。

職員研修のこの中身を拝見させていただきますと、相当細かな点に配慮してやっておられます。この中で、私はやはり日常的に配慮しなければならない部分というのは、この研修だとか何とかということではなくて、私はこれは日常的にその現場の管理者が指示をする。そういうようなことも必要なのかなという気がします。

これは私が直接経験した事例を申し上げますけれども、窓口に行つてのりが使いたくて、のりを使おうとしたんです。そうしたら、口が乾いていて使いものにならなかった。そこで、「これはのりが乾いているので使えるものをちょっと貸してちょうだい」と言ったら、そこで乾いたものを私にくれて、そして、その方はそのまま離席してしまいました。それで、何も言わないで、ただぽんと置いていった。これはどういう立場の方がわかりませんが、やはりこういう場合は、一言何か声をかける。そういう接遇の仕方もあるのではないかなと、こう思いました。

それよりも、やはり朝出てきたら、その使う用具がどうなっているかということを日常的に点検するような習慣をつけることが、余分なトラブルや苦情を起こさせない要因になるんだろうと思います。そういった意味では、ここは日常的に重点化して、こういった場合にはどういう形で業務執行に当たりなさいというふうなことは、この現場の管理者が目配りをしていただければありがたいなと、こう思います。

この職場研修の関係については、いろいろあちこち飛んだ話になりましたけれども、やはり市長の所信表明が、そのままできるだけ早い時間に末端まで行き届くようなことにも配慮した職員研修をぜひ心がけていただきたいと、このことを申し上げておきたいと思っております。

何かお話しされることがあればお聞かせいただいて、この際ですからお伺いしておきたいと思っております。

副委員長（柿崎由美子君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君） 今の池田委員のほうから、市民の方への職員の接し方というふうなことでお話があったというふうに思います。

今、おっしゃられたのりの関係ですとか、これは業務をしていく上での基本中の基本というふうな面もありますので、そういったことを心がけること、更には、接し方としては接遇等々、これは職員として基本的なマナーというようなこともありますので、今後接遇研修等々においても、そういった面をとらえていきたいというふうに思っておりますし、職員の意識啓発とい

うことで更に努めていきたいと考えております。

以上です。

副委員長（柿崎由美子君） 池田委員。

委員（池田 亨君） 年寄りの冷や水というそしりを免れないかもしれませんが、かなり重箱の隅をつつくような細かなこともあえてこの場で言わせていただきました。これは私の12年間皆さんにお世話になったお礼の気持ちとして受け取っていただければありがたいと思います。

以上申し上げて、私の総括質問を終わります。（拍手）

副委員長（柿崎由美子君） 神田壽昭委員。

委員（神田壽昭君） 総括質疑を申させていただきます。

私も30分程度で終わるように努力をしたいというふうに思っております。

最初に、文化財と史跡の保存管理についてお伺いしたいと思います。

教育委員会の教育行政も開拓110年を超えた今日、今日まで受け継がれてきた無形文化財とか、あるいはそういう活動支援について、その大きな役割を担っている博物館とか資料館というものは、極めて役割が大きいものというふうに思っております。この辺について何点が質問させていただきたいと思います。

最初に、いろいろな文化財の中で、朝日には瑞穂獅子舞とか、あるいは土別には日向神代神楽というものが実はあります。糸魚小学校の落成式には、朝日の獅子舞が披露されました。非常に感激をしておりました。

それで、確かに朝日には立派な伝承館があって、後継者にも恵まれているというふうに私は思っておりますが、一方、日向神代神楽の状況について少しお話をしたいと思います。

日向神代神楽は、私が議員になったときには、多寄の出張所の前に、当時教員住宅があったところがあいておりましたので、そこに練習する場所と衣装等についての保管がされておりました。しかし、その後、多寄に住みたいんだけども住宅がないということでありまして、そこからその日向の神楽を出ていただいて、そこに住宅として今も活用されているわけでありまして、そのときに、ではその多寄の日向神楽はどこへ行ったかということ、町のある住宅の一部を借りたところに入りました。その後、さらにその住宅も使われるということで、今現在は中多寄の総合会館に今保管されているという状況なんです。

こういう状況というのは、教育委員会は今どんなふうに認識されておりましたでしょうか。

副委員長（柿崎由美子君） 青山生涯学習課主幹。

生涯学習課主幹（青山博久君） 委員おっしゃるとおり、日向神代神楽につきましては、今現在活動拠点としては移動してございます。今現在、昨年の秋から中多寄の総合会館を拠点としているということで、去年の秋に中多寄総合会館に、用具その他、衣装等も含めて移動しております。

副委員長（柿崎由美子君） 神田委員。

委員（神田壽昭君） お話のとおり、総合会館に今すべてがおさめられているわけではありますが、総合会館はいろいろな地域の方の集会の場でありまして、練習の場としては、できないというわけではありませんが、今までのいろいろな流れの中、行政が活動の場をきちっと、朝日とはいかなくても、やはり一定の確保をするということが大事ではないかと思うんですが、会員の方は、この辺についてはどんなふうにご考えておられるのでしょうか。

副委員長（柿崎由美子君） 青山主幹。

生涯学習課主幹（青山博久君） 練習場所その他の活動拠点についてなんですが、先日、日向神代神楽の保存会の皆さんともいろいろお話をさせていただく機会がございました。その中でいろいろ確認をさせていただいたこともございます。それについてお答えをさせていただきたいと思いますが、昨年秋に、現在の中多寄総合会館に移動しておりますけれども、確かに地域の会館としていろいろなものに使われております。しかしながら、ある程度の広さというものも確保できる会館であるということ、それから、練習時間帯がどうしても遅くなっていくという保存会の皆さんの実態もございました。練習時間として、大体早くて8時ぐらいから11時過ぎまでといった時間帯で練習をされるということもございまして、こういったことを考慮して、総合会館を拠点に活動していきたいという保存会の皆さんの御意向ということで確認をさせていただいております。

以上でございます。

副委員長（柿崎由美子君） 神田委員。

委員（神田壽昭君） 会員の皆さんはそういうふうにお考えのふうにも、実は、私も何人かの会員の皆さんには聞いて、意向としては承知をしておるんですが、私は極めて貴重な文化財でありますし、これからもしっかり伝承していく上では、行政も一定の支援というものはしていくべきではないかと。それは場所の問題から、それから子供たちへの伝承も含めて、教育委員会は今後どんなふうにご伝承も含めてお考えかということ、ぜひこの機会にお伺いしたいと思います。

副委員長（柿崎由美子君） 那須生涯学習課長。

生涯学習課長（那須政士君） お答えいたします。

保存会の皆さんには長く継続していきたいという思いはあるものの、過去に保存会等で多寄地区の児童を中心に何回か講習会を行い、また、地元の若い世代の方々にさまざまな方法で働きかけをして、伝習をしていく努力をされておりましたけれども、実際にはなかなか後継者が育たないというふうな現実でございます。

しかしながら、明治より引き継がれてきております伝統芸能といたしまして、当市では、先ほど委員のほうからお話ありました、朝日の瑞穂獅子舞と日向神代神楽、この2つのみということになっているのが現状でございます。したがって、これらを絶やすことなく後世に残していくという使命もございまして、教育委員会としてもできる限りの支援をしてみたいというふうにご考えております。

まず第一に、学校に働きかけをいたしまして、これは小学校、中学校両方考えておりますけれども、総合的な学習の時間などで、地元の伝統芸能を継承していく努力をまずやっていきたいと。第二に、地元の青年層などを対象にいたしまして、伝承芸能を見直し継承していただくために、ともに参加してもらえよう働きかけをしていきたいというふうに考えております。また、第三に、催事等での記録を残していくことなのか、伝統芸能としての現在伝承されている踊りをDVD等に記録し保存していく。この3点について実施してまいりたいというふうに考えております。

これらを通しまして、地元多寄の地域の方々、また、多寄地区全体で明治より受け継がれております伝統芸能を絶やさない機運が高まっていくような支援を、保存会の方々、あるいは多寄公民館の職員とも十分協議しながら、できるところから実施してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

副委員長（柿崎由美子君） 神田委員。

委員（神田壽昭君） そうすると、新たに行政で練習の場とか、そういう場所の確保というのは今の状況で取り組みは特にやるというような予定ではないということですね。

副委員長（柿崎由美子君） 那須課長。

生涯学習課長（那須政士君） お答えいたします。

先ほど青山主幹のほうから、実際に会員の方々に会ってお聞きした内容をお伝えしまして、特別今のところ、場所の広さですとか、保存について不都合はないということと、夜11時まで使える場所が即座に見つかるということもなかなか難しい状況にございますので、それらにつきましては、今後の課題として受けとめさせていただきつつ、今言いました3点につきまして、努力をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

副委員長（柿崎由美子君） 神田委員。

委員（神田壽昭君） それでは、今の日向神代神楽については、ぜひ今後協議をしていただければというふうに思っています。

これに関連して史跡として、このことに1点だけお伺いしたいと思うんですが、多寄には多寄遺跡というのが以前発見されまして、小さいときには鈴石とか、いろいろな当時の土器とかが発見されていったというふうに思って、昔のことを今思い出しているわけですが、その出土した場所とか、そういうものが、プレートとしてはここに多寄地区のこの土器の中から出土しましたよという表示があるわけですが、その現状、そういう表示されるだけの形で、特にその作品というか、出土したのを見てもらうとかということはないんですね。

副委員長（柿崎由美子君） 石川教育部次長。

教育部次長（石川 誠君） お答えをいたします。

多寄遺跡の現状についての御質問でございますけれども、神田委員御承知のとおり、この遺

跡につきましては、昭和34年に調査をされていたものでございます。その後、報告書が作成されまして、いわゆる押型絞系という土器の分類になりますけれども、これにつきましては、当時、富生藤吉が多寄地区全体に客土の施工がされたということで、大正年間から含めまして土功組合を中心として造田熱が高まったという背景もありまして、土地改良事業が進んだという背景がございます。そういった中で、たまたま土器が発見されたということで、いわゆる調査がされているものでございます。

御案内のとおり、あの地区、多寄36線の西というような場所でございますけれども、ここにつきましては、この土器自体が縄文時代の早期の時代、今から約7,000年ぐらい前の時期にあったという遺跡になってございまして、恐らくは、当時の天塩川のはらん源における河岸段丘沿いに位置したものであるということでございます。恐らく土功組合等々の造田熱が高まった段階において発見されたということで、その河岸段丘沿いには当ても、いわゆる縄文時代前期、中期における集落群が設置されていたものというふうに推定はされておりますけれども、今形状が大分変わりましたので、現実的には遺跡自体は既に発掘をされて何も残っていないということでございます。

そこで、ここから出土しました押型絞系土器、煙突状の胴長の土器の形態になりますけれども、これにつきましては、当時博物館の開館したときにパンフレットの鏡を飾って、さらには常設展示の中で考古学的な部分として展示をいたしておりますし、さらに土器だけではなくて、珪岩系の石器等も多数出土しておりますことから、これらにつきましては博物館の中で展示に供しているという実態でございます。

以上でございます。

副委員長（柿崎由美子君） 神田委員。

委員（神田壽昭君） そういう貴重な土器類は博物館に保存されている、そして、見ることができるということですので、今後も博物館の中でしっかりとそれが活用できればなというふうに思っています。

これに関して、実は、理事者や議会の皆さんの協力があって、昨年、多寄小学校が完成しました。旧小学校の解体はもう既に終わりかけているわけではありますが、教室はたくさんあったものですから、そこに郷土資料室というものがあまして、この郷土資料室には、地域の方々が当時農業で使われていた農機具類とか、いろいろな生活用品が教室いっぱい格納されておまして、残念ながら新しい学校にはそれを収容するスペースがございません。したがって、学校の対応としては、寄贈された方にお返しをするということもとられているようですが、全部がそういうふうに寄贈された方に戻ったわけではないと思うんですが、この辺どんなふうに郷土資料室のものが整理されておられるのか。あるいはまた、保管場所としては、どこかに持っていったとすればどこに保管されているのかもお知らせください。

副委員長（柿崎由美子君） 水田博物館長。

博物館長（水田一彦君） お答えします。

博物館のほうで実は多寄小学校のほうから相談を受けまして、昨年12月に郷土資料室のほうに、最後に残った資料を博物館のほうでぜひ収蔵してくれないかという相談を受けました。経過をちょっとお聞きしましたところ、多寄中学校の技術室にどうしても必要なもの、重要なものに関してはショーケースに入れて保管してあると。そして、協賛会だより（11月27日発行）に返却の呼びかけをして、寄贈者に連絡して希望があるものは返却したと。最後に残ったものに関しては、博物館のほうに寄贈するからどうでしょうかという話を受けまして、私、12月22日に下見に行きました。それで、12月24日に54点博物館で保管することといたしました。

その54点の中身ですけれども、化石が20個ありました。アンモナイト5、珪化木5、貝の化石3、植物化石5、ほか2。ほか2というのはよくわからないものなんですけれども、化石は化石でした。

それから岩石の標本7、鈴石、これも完全に鳴る鈴石ではなくて、形状は鈴石なんですけれども、鳴らない石でした。それから、黒曜石1、そのほか3、これもよくわからないものなんですけれども、岩石標本でした。

それから、考古資料4、これは土器片が3、石器片が1、それから、生活用品14、これはいづことか、鉄瓶、ちょうちん2、わらじ、アイロン、そのほかに8点ほどありました。

農具が6、たわら編み機、紡毛機2つ、たくらと言いまして、木でつくったくらが1つ、紡毛ばさみ、それからカーバイトランプでした。そのほかにゲートルとか、皮のゲートル、それから、くつのかかにつける拍車というものがありました。これで合計54点、これを博物館のほうで引き取りました。

以上です。

副委員長（柿崎由美子君） 神田委員。

委員（神田壽昭君） ありがとうございます。

多分そういうふうにして保管されて、いろいろな余ったものも、引き取り手のないものは市のほうで責任を持って対応されていると思うんですが、あわせて市内にも、学校統廃合とかによって、みんな地域ではそういう生活にかかわるいろいろな品物とかが集約されているところがあると思うんです。市内には多寄のものも含めて、今お話がありました、学校、あるいは地域の中で、こういうものが今、朝日も含めているところ保管されているというふうには思うんですが、その実態はいかがでしょうか。そして、これから、今収容されているものを今後どんなふう整理していこうというふうにお考えなのかお聞きしたいと思います。

副委員長（柿崎由美子君） 水田館長。

博物館長（水田一彦君） お答えします。

博物館の資料の保管場所としては、もちろん博物館にも収蔵庫はあるんですが、そこはもう手狭になっておりますので、ほかの公共施設の一部に間借りしております。その場所として、旧北温小学校の2教室、こちらのほうにはヒグマとか、エゾシカの大きな剥製とか、農機具でも中くらいの大きさのもの、それから書籍などをおさめております。それと、旧兼内小学校の

技術室、こちらのほうには消防ポンプなどの消防資料を保管しております。それと、朝日町の旧壬子小学校の2教室に稲刈り機や荷車などの農機具の大きなもの、それから、産業資料を間借りしておさめております。

それと、次に、これらの資料は今後どうしていくのかという質問でございますけれども、博物館のほうでは特別企画展を企画して展示しておりますが、その中で展示したり、それから、学校などからの要望によりまして、出前講座などで貸し出しをしたりして活用しております。また、常設展示の資料入れかえのときに、同じものが複数あるものや傷みの激しいものは整理していくというふうになっております。これに関しては、寄贈者に連絡をすることにしております。

ただ、整理する場合も、寄贈を受けるときに断り書きをした資料受領書というのを渡してあるんですが、その内容は、保管管理については当館に御一任をいただきますという断り書きを書いておりまして、それに同意していただいているというのが現状なんですけれども、念のためにこういう事態が起こった場合には、寄贈者に連絡をして、整理しますということを伝えていきたいと思っております。

以上です。

副委員長（柿崎由美子君） 神田委員。

委員（神田壽昭君） いろいろな入れかえもあろうかというふうに聞いておりますが、寄贈者の思いがしっかり伝わっていくような取り扱いをぜひ続けていただきたいと思うんですが、もう一点、先ほど国忠委員、博物館の今後のことについてお話がありました。私もこれについて若干お聞きしたいと思うんですが、朝日のまなべーる、私2回も見させていただきまして、感動した部分を持っているんですが、ここは資料館ということであります。郷土資料の収蔵と展示をしているということだと思っております。

一方、土別の博物館は、収蔵、展示も含めて、常設展示に加えて、先ほどあったように講座とか、体験などを数多く仕事として組み込まれているわけではありますが、私は今合併して、同じような朝日のまなべーるの今後の方向と、それから土別の博物館が同じような内容ではいけないというふうに思っております。ですから、資料館と博物館の違いもあるでしょうし、それから、2つの施設がきちっとこういう目的で資料館が今後運営していくんだ、あるいは博物館の今後についてもきちっとこの際、一定の方向を話し合う議論をしていくという場も必要かと思っておりますが、その辺についてはいかがお考えでしょうか。

副委員長（柿崎由美子君） 水田館長。

博物館長（水田一彦君） お答えします。

博物館とまなべーるの設置の目的とか、それから、展示方法の違いについて最初に述べさせていただきます。

博物館のほうは、博物館法による登録博物館として館長や学芸員を置き、市民の教養の向上、学術及び文化の発展を図ることを目的として設置したものです。まなべーるのほうは、多目的

な利用により地域の活性化を促進するための場として設置されております。

あと展示の方法の仕方の違いですけれども、博物館のほうの常設展示というのは、テーマを決めておりまして、現在のテーマは天塩川の自然と文化、それから、ふるさと土別というテーマに沿った展示を常設展ではしております。

まなべるのほうは、収蔵展示ということで、地域の人方から寄贈された朝日の貴重なものを収蔵しておりますけれども、収蔵庫の中を見せるというか、そういうふうになっている展示でありまして、いろいろなものが展示されている、収蔵されているということになっております。

それで、委員御指摘の今後の連携はできないのか、方向性はないのかということなんですが、双方の資料の現状、整備状況についてまず調べたところ、博物館の収蔵資料については登録点数が今1万458点ということで、これは昨年9月末の点数なんですけれども、これに関しては、登録されて番号がついております。まなべるほうが、私2月2日にまなべるへ行って状況を聞いたところ、今1万点以上はあるんですけども、まだ半分も登録していない。登録台帳を作成している最中ということでした。現在、双方とも登録台帳の作成とこれをパソコンに資料情報を入力してデータベース化を進めているということなんです。

ですから、まだこの先どうなるかということのはっきりは言えないんですけれども、連携という部分では今後データベース化された資料情報を共有する。また、パソコンによる双方の資料データを名寄せとかつけ合わせをして、同じものがあるのか、違うものがあるのか、その辺のことをやっていける。そういうことができるかどうかも含めて関係者と打ち合わせをして、双方の限られたそのスペースですから、同じものをこれからもずっと集めていくということとはとても無駄というか、スペースを有効に使えないということなんで、そういう連携ができるかどうか協議しながら、どういう方向性があるのかを示していければなど。そういう調整を図っていきたいと考えております。

副委員長（柿崎由美子君） ここで、午後3時10分まで休憩いたします。

（午後 2時56分休憩）

（午後 3時10分再開）

副委員長（柿崎由美子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総括質問を続行いたします。

神田委員。

委員（神田壽昭君） 次に、市の奨学金貸付事業についてお伺いしたいと思います。

この事業は、高校生とか、大学生、あるいは専修学生を含めて月額1万円とか、1万円から2万5,000円の貸し付けをしている事業であります。この借り入れる場合に、条件とか、あるいはその手続がどういうふうになっているのか、具体的に教えてください。

副委員長（柿崎由美子君） 鴻野学校教育課主幹。

学校教育課主幹（鴻野弘志君） お答えいたします。

奨学金貸し付けにつきましては、本市奨学金貸与条例に基づきまして、貸与ということになってございます。

申し込みにつきましては、3月1日から4月30日までの期間によって申し込みをいただき、その後、奨学生の選定につきましては、毎年度ごと教育委員会で決定をするところでございます。

以上です。

副委員長（柿崎由美子君） 神田委員。

委員（神田壽昭君） それで、この貸付事業を利用している方の声であります。例えばお金を借りるということで、連帯保証というのがあると思うんですが、その保証というのはやはりしなければならぬことになっているんでしょうか。

副委員長（柿崎由美子君） 鴻野主幹。

学校教育課主幹（鴻野弘志君） お答えをいたします。

貸し付けにかかわる保証人ということでございますが、これは先ほど申しました条例規則の中において定められております保証人2名を選定をしていただいております。

以上です。

副委員長（柿崎由美子君） 神田委員。

委員（神田壽昭君） それで、連帯保証人2名ということについて、利用者側からすれば非常に抵抗があるということなんです。それはどういうことかということ、今私たち、その利用している方は、今農業もそうなんですが、組合員勘定制度というふうな、これもやはりお互いとも補償やって、とも補償ということは全部ではないのでありますが、お互いその債務を補償するということです。

今そのお互い補償するということについての感覚としては非常にシビアになってきているんです。ですから、依頼されるほうも、実はやはりなるべくそういうことは頼まれてもやりたくないんだと。保証人の判を押すということはしたくないというのがやはり本当の気持ちではないかと思うんです。借りるほうの手续をする方も、こういうことがないほうがいいよなということで、非常にいろいろな方に迷惑をかけていく、手間をかけていくということについては何とかいい方法がないものかと。

例えば、1つの方法としては、手数料を払ってでも信用保証協会を利用するとか、そういうことができないのかという利用している方の声がありました。これについてはいかがでしょうか。

副委員長（柿崎由美子君） 鴻野主幹。

学校教育課主幹（鴻野弘志君） お答えをいたします。

ただいまの委員のお話ございました連帯保証人、これは人的保証と申しますが、その保証にかわるものとして、いわゆる機関保証のようなことができないのかというお尋ねかと存じます。

そこで、幾つか調べてみたのでありますが、機関保証を行っているのは、実は日本学生支援機構、少し前までは育英会といわれている団体でございますが、ここが平成16年から機関保証として専属の保証機関を設置をして実施をされているということでございます。ここに付きましても少し調べましたが、やはり専属の日本学生支援機構以外の保証は受け付けをしないということでした。

以上です。

副委員長（柿崎由美子君） 神田委員。

委員（神田壽昭君） そうすると、信用保証協会を利用するというようなことについては不可能だというふうにとらえてよろしいんですか。

副委員長（柿崎由美子君） 石川教育部次長

教育部次長（石川 誠君） お答えいたします。

ただいま主幹から答弁いたしましたとおり、本来であれば保証人なしで、この私どもが制度いたしております奨学金の貸与というものができれば本当によろしいんですけれども、やはり債務代理というようなことも踏まえまして、今、委員から御案内がございましたようにそういった第三者機関の保証をできるということであれば、私どもも何ら問題はなかったんですが、主幹のほうから答弁申し上げましたように、この第三者機関であります信用保証協会、これに関しましては、一地方自治体の部分のそういった奨学金の貸与に当たっての保証機関とはなり得ないというようなことでございましたので、今までも私ども、奨学金の貸与に当たりまして、2名以上の方々の保証人をお願いをしたいということで、一応制度設計がなされてございます。

今までもそういった形で、保証人を立てないというふうな状況にございませんでしたし、それから、現実的に利用されている方々からも、ちょっとこれは今、委員さんがおっしゃったような形で難しいというふうな声も実は拝聴しておりませんでしたので、できるだけこういった現下の厳しい状況下にございますので、できるだけその辺をそんたくをしていただきまして、保証人を立てていただいて有効な活用を図っていただければというふうに考えている次第でございます。

副委員長（柿崎由美子君） 神田委員。

委員（神田壽昭君） 奨学金については、そういうようないろいろな今の難しいということでもありますので、継続して今後もっと借りやすいような方法をぜひまた時間をかけてでも検討していただければというふうに思っております。

次に移りたいと思いますが、次は、3,600万円予算措置されました多寄小学校の跡地というか、新年度の校舎の外構工事と、それから、今解体されている跡地の管理について伺いたいと思います。

先ほどもお話ししましたが、今、多寄小学校は解体が間もなく終わりに近づいておりますし、私たち多寄に住む者としては、国道40号線にある場所として今後どんなふうに活用していくのかということは、地域の大きな課題というふうにとらえておりますが、なかなかまだその方向というのは、数年間じっくり協議をしなければならぬ大きな問題だなどというふうに思っておりますが、その間、あの広い敷地内をどこがどんなふうに管理をするのか。その管理の方法についてお伺いしたいと思います。

副委員長（柿崎由美子君） 三好総務部次長。

総務部次長（三好信之君） 多寄小学校の跡地ですけれども、解体の工期が3月27日までとなっております。その後、更地になった後につきましては、利用計画というのは今特にありませんので、当面の間は普通財産として財政のほうで管理をしていきたいというふうに考えております。

それで、当然今お話がありましたように、国道に面して人目につきやすいところですし、周りには住宅地もあるということで、余り草等が生えていると回りに迷惑をかけたりますということもありますので、それは財政のほうで草刈り等はしっかりとしていきたいというふうに考えております。

また、場合によっては、今の別な地区のほうで学校の跡地等について、地元の方からお話がありまして、地元で草刈りをさせてほしいと、実際にやっているところもあります。そうしますと、地元の方の自治会等の活動資金にもなっているというようなこともありますので、これは雪解け後に実際に更地になってから、多寄の住民の方ともお話をしながら、そういった手法も、もし可能であれば考えていきたいというふうに考えております。

副委員長（柿崎由美子君） 神田委員。

委員（神田壽昭君） ぜひ管理のほうをよろしくお伺いしたいと思うんですが、それで、今学校は校舎としては非常に立派になりましたが、実は校舎の周辺、外構工事についてであります。新年度の予算で3,600万円の予算措置がされて、外構工事をするということになっております。外構工事については、校舎の前の舗装から、あるいは車庫の移動とか、自転車の置き場所とか、いろいろ予定されていると思うんですが、とりあえずその3,600万円という外構工事は、学校からも、あるいはPTAからもこういうふうにしてほしいなという声は何点か出されていたわけですが、とりあえず中庭についてはまた後のほうでお聞きしたいと思うんですが、3,600万円という予算はどんなふうに活用されるのかをお伺いしたいと思います。

副委員長（柿崎由美子君） 鴻野主幹。

学校教育課主幹（鴻野弘志君） お答えをいたします。

外構工事3,673万1,000円の内訳につきまして、かいつまんで申し上げます。

まず、敷地内の通路工、これが114メートルの長さで430万円ほど、それから、駐車場工ということで、広さ1,000平方メートルほど、金額が1,200万円ほどとなっております。そのほか雨水排水処理、これは学校敷地内、敷地外合わせて約1,000万円ということでございます。施

設工、これは遊具、あるいは先ほど委員もおっしゃられました物置の移設、校門などについてでございます。約650万円ほどということで、合計3,600万円ということでございます。

以上です。

副委員長（柿崎由美子君） 神田委員。

委員（神田壽昭君） 外構工事、校舎の玄関の周辺だと思うんですが、それともう一つ、地域としては関心があったのは、中学校との間の中庭の活用であったと思うんです。この中庭の活用については、学校もそうですし、PTAも何回も協議をして、どんなふうに活用していくのかということは協議されていたようであります。

考え方としては、地域の人たちとともに子供たちが元気に遊び、笑顔あふれる中庭構想というものをつくったようではありますが、その構想が新年度の予算の中では、ごく少ないと言いましょか、学校やあるいはPTAの考え方は余り採用されていなかったというふうに聞いているんですが、それは予算があってもちょっと新年度は難しいということになるのか、あるいはその構想そのものに問題があるのか。では来年度の予算にまで延ばして対応されるのかどうか。中庭の構想にも教育委員会として何か問題があったのかどうかも含めて、その辺についてお伺いしたいと思います。

副委員長（柿崎由美子君） 石川次長。

教育部次長（石川 誠君） お答えいたします。

ただいま委員からの御質問で、中庭の今後のありようというお尋ねでございます。

これまで委員も御承知かと存じますけれども、期成会の皆様方、それから学校関係者、校長先生も含めまして、それと私ども教育委員会等々で、さまざまな御要望をいただいていたところでございます。その中で中庭、中学校と小学校がございまして、両学校の御意向等も踏まえまして、あの中庭をどのように整備することがいいのかということで協議を重ねてまいってきたところでもございます。

そこで、特に遊具の設置につきましては、小学生が中心となるわけでございますので、現時点の計画におきましては、ブランコですとか、はんと棒、それに鉄棒、水平うんてい、さらにはベンチを設けるというような形を考えております。こういった中で、中庭と申しましても、さほどの面積があるわけではございません。そして、現実的には中庭の中にリンゴの木も植栽されているということもございまして、これらの部分の配置、更には一層の御要望等もあるようでございますので、そういったことも踏まえまして、どういった中庭の整備をしたらいいのかということを今後さらに煮詰める必要があるものというふうに考えております。

まずはその中庭を現実的に使用いたします子供たち、彼らの適切な学習環境の整備ということが重点な項目でございますので、そういった側面をきちっと把握をしながら、より中庭の整備というものに今後も関係者ともども協議をいたし、整備をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

副委員長（柿崎由美子君） 神田委員。

委員（神田壽昭君） このことについては、もう1点お聞きしたいのがあります。

先ほど外構工事の中で、校門の予算化もされているというふうに今ありましたが、実は、以前の計画の中には、今の学校は校門は必要ないんだということのような話があったような気がしまして、私たちの感覚からすれば、学校があって校門がないというのはおかしいのではないかというふうに言っていたわけですが、校門を設置するというところに途中で変わったということによろしいんですか。

副委員長（柿崎由美子君） 鴻野主幹。

学校教育課主幹（鴻野弘志君） お答えをいたします。

校門につきましては、幾つかの要因がございます。まず、学校の利用の状態から申しまして、具体的にはちょうど今の状況、除雪のときに果たして校門があると除雪が効率的に行えるのか、そういうふうなことが検討されました。

しかしながら、委員おっしゃられましたように、地域の方を中心として、やはり校門が必要であるということで要望を承りました。そこで、今回予算の見積もり段階といたしまして、校門を50万円の単価ということで積算をしてきたところでございます。

校門につきましては、先ほど申しました除雪の関係等がございますので、どのような形がいいのか、既存の概念の校門であればいいのか、あるいは全く別な形のものになるのか、この辺につきましては、学校、あるいは地域の皆様方と十分に協議をしながら、設置をする場合には考えてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

副委員長（柿崎由美子君） 神田委員。

委員（神田壽昭君） ぜひ校門設置も含めて、新年度予算で最大限効率の上がる予算措置で活用願えればというふうに思っております。

それでは、最後の質問に入りたいと思いますが、今年、新年度の特別会計で簡易水道会計が廃止されるというふうにお聞きしました。簡易水道は上水道と統合することによって簡易水道会計が必要なくなるというようなお話でありましたが、これに関連して、少し何点かお聞きしたいと思うんですが。

私たちの地域は、多寄の簡易水道の水を飲んでいるというふうに思っている方が大多数でありました。ところが、今そうではなくて、上士別の簡易水道から水も供給されているということでもあります。これは以前、菅原委員も定例会で質問されておりましたし、そのときにお話は聞いているわけではありますが、地元としてはまだそのことがはっきり上士別の水も飲んでいるんだということではなくて、多寄の水だというふうに思っている方が多いんですね。

（発言する者あり）

委員（神田壽昭君） いや、そういうことでは。

それで、歴史を見ると、この多寄の簡易水道の水源としては、日向の温泉に行く途中に山に

上がっていくところにあるわけですが、ここは今水源としては、昭和36年、北海道炭鑛汽船という会社が持っていたようで、320ヘクタールぐらいです。その後、昭和48年に三井観光開発に所有が移って、そして、平成18年ころでしょうか、市内の業者がその山林三百数十ヘクタールを購入したということで。

それで結果的には、今水源になっているところがほとんどあと数年で全部伐採されるというような予定になるんですが、今、市も相当水源を確保しなければならないということで努力をした跡はありました。その水源として土別の業者が買ったんですが、その買った業者は水源として極めて重要な位置であるので、山林を土別市で購入してくれませんかというようなこともあったようでありますし、また、更に市有地との交換もいいですよというようなことがあったようです。しかし、結果的にはこの2つの項目と言いましょか、条件は市では受け入れることができなくて、今伐採の方向になっているんです。

このときに簡易水道に影響が出ないように、市は伐採する業者に対してはいろいろな願いをしたいというふうに聞いておりますが、結果的にこういうふうになってしまったということは、適切な対応がきちっとできたのかどうか。林務課としてはどのような対策、対応をされたのか。この際お聞きしたいと思います。

副委員長（柿崎由美子君） 佐々木畜産林務課長

畜産林務課長（佐々木 勲君） お答えいたします。

今、委員がおっしゃいましたとおり、当時そのところに取水口があったということですので、それを市のほうで購入できないかというようなことでありましたけれども、最終的には市内の業者さんのほうが購入されたということでございます。

購入された段階におきまして、その業者さんとも、市内の林業の業者さんでありますし、林業についてのノウハウも持っている方でございます。それで、当該地につきましては、一般の民有地を購入したということですので、その民有地について年次的に伐採をし、かつ植林の計画書を土別市のほうに提出していただいたということでございます。

その方法が、市のほうとしては土別市に森林整備計画を定めてございます。その中で伐採の時期、例えば主伐であるならば、カラマツだったら五、六十年、アカエゾだったら80年等々がございます。天然林でありましたら60年から80年ということに制定しております。また、伐採の後につきましては、植栽方法ということで、造林の方法、樹種等々も定めてございます。それらのものに適合するというので受理をして、通知をしたところであります。

ただ、平成19年度にそういうことで、その買われた方につきましては、取水施設がありますよということも御存じでしたので、その辺のことも十分注意して伐採をしていただきたいという注意項目を添付して、通知したところでございます。

ただ、平成19年の秋口にかけての伐採だったということですので、翌20年春に、雪解けとともにその造材の通路を伝って、その土砂が河川なり道路も傷めたというようなことで、市のほうからもその業者さんのほうに指導して、改修をしていただいたというような経過がございま

す。

このため、計画的に平成20年にも出ております、平成21年でも出ておりますので、それらにつきましては、作業に当たっては取水施設への汚濁防止など十分注意して実施するようということで指示をし、行ってございます。その後特に大きな被害はなかったわけですが、ただ、簡易水道におきましては、取水施設においては、降雨の際につきましては、汚濁により取水を取りやめたというようなことも実態としてはあるのは事実でございます。

以上でございます。

副委員長（柿崎由美子君） 神田委員。

委員（神田壽昭君） 伐採した後の状況というのはどんな状況かということで、私も現地を見させていただきまして、あるいはまた写真も見て感じたのは、ほとんど木はなく、重機が当然走りますから、もう土が、草もほとんどない。もうそういう状況であります。相当広い面積がありました。ここで心配されるのは、最近の集中豪雨とか、いろいろな異常気象によって影響されるのは、特に道路とか、農地に関する表土流出とか、そういうものが、地域の人たちにとってみれば心配なことなんではあります。地理的に見て、市道、あるいは農地に対する表土の流出とかというのは心配ないのかどうかをお聞きしたいと思います。

副委員長（柿崎由美子君） 佐々木課長

畜産林務課長（佐々木 勲君） お答えします。

施工、伐採後の植栽につきましては、人工林の植栽とあと天然更新という方法がございまして、いわゆる天然の母樹があったとするならば、そこから実が落ちて、そこに根が張って生えてくるというような方法でございます。

そんなことで、一般的な植栽もありますけれども、天然更新が多いということで、小経木やなんかは残しながらやっているということですが、実態としては材を出したときの土場の部分やなんかは、トラクター等々でもって表土が土のままになっているということですが、そこに早目に天然更新のための周りからの樹種が付着することによって植栽が可能かなということで、そのような施工方法でもって更新をしているというような実態でございます。

山そのものの全体が全部はげ落ちた状態ではない状態ですので、今後一般的な植栽をすることによって、かつその後、草やなんかが生えることによって、山全体の表土の流出は大きく発生するということはないものというふうに考えております。

また、そのようなことによって、土砂が川のほうに雨が降ったときに流れ込むということも少しずつ改善されるというふうに思っております。

また、農地への影響ということですが、現段階では、下流際でございますけれども、特に今現在も影響は聞いておりませんので、今後大きな影響はないものと考えております。

以上でございます。

副委員長（柿崎由美子君） 神田委員。

委員（神田壽昭君） それで、やはり関心があるのは、伐採後の植林なんですが、この植林は相

当環境保全とか、いろいろな面で大事だと思うんですが、この辺の指導は、その植林はやはりきちっとしてもらわなければならないというふうに思うんです。これは民有林だから特に植林について、市の強い指導があつてできるとかという権限というのは市にはあるんでしょうか。それとも、もう放置しておいていいんだということになるんでしょうか。

副委員長（柿崎由美子君） 佐々木課長

畜産林務課長（佐々木 勲君） お答えします。

平成19年度から本年度まで161ヘクタールの伐採、造林の届け出がありました。そこで、人工林につきましては、伐採後2年以内に植林すること、それとあと、天然更新につきましては、2年以内にかき起こし、いわゆるかき回す状態、そして、施業後5年を経過して、その天然更新が不十分な箇所につきましては、補植等を行うということになってございます。今現在植林を完了したものが23ヘクタールございます。それと、平成22年度に植林を予定しているものが61ヘクタールございます。それと、その5年間ということで、現在天然更新中のものが77ヘクタールということになっておりますので、今現在は計画どおり進められている状況にございます。

ただ、天然更新の完了の判断というものもございます。例えば天然に発生した木やなんかが、全体の3割を占める状態が完了ということになりますので、その完了時には調査をしながら指導することが発生することになります。森林法に基づきまして、土別市のほうでは許可を出しているわけですので、こういう計画に従っていない場合につきましては、指導等により届け出の変更手続を行うこと、更には、その変更の内容を拒否した場合には勧告、更には、遵守命令等手続が進められることとなっております。

所有者の方につきましては、造材業者でもありますし、随時お会いするたびに指導を行いながら、適切な施業の実施に向けて当たってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

副委員長（柿崎由美子君） 神田委員。

委員（神田壽昭君） 昨年も日照りがなくてもこの地域は、最近水源としての水が十分確保できないということで、断水、十分水が簡易水道に供給されないという状況があったというふうに聞いているんでありますが、今確かに上土別のすばらしい水を今多寄に送ってもらっているわけですが、この多寄の簡易水道は、いずれ上水道とも結ばれていくということになると、多寄の簡易水道は閉鎖ということも考えられるのかなというふうに思っておりますが、その辺どこまで延命していかれようとしているのか。その辺にお答えをいただきたいと思いますが。

副委員長（柿崎由美子君） 西野上下水道課主幹。

上下水道課主幹（西野英二君） ただいま多寄簡易水道について、いつまで運用されるのかという御質問でございます。これにつきましては、現在簡易水道事業を廃止し土別上水道事業へ統合するため、北海道と協議中であります。3月31日に今のところ予定をしておりますけれども、道からの認可がおりた時点で、土別市簡易水道事業、朝日簡易水道事業が廃止され、その経営

施設すべてが水道事業に統合されることになっています。

以上であります。

副委員長（柿崎由美子君） 神田委員。

委員（神田壽昭君） 今何年後ぐらい、あとは延命はどのぐらいか。

副委員長（柿崎由美子君） 西野主幹。

上下水道課主幹（西野英二君） 日向浄水場につきましては、事業統合後も土別からの多寄との連絡管の工事が完了するまでは日向浄水場はそのまま運用されます。この年度につきましては、連絡管新設工事は、平成22年、平成23年の事業を考えていますので、これからいきますと、平成24年度当初には、日向簡易水道については休止ということで、その後は非常用施設として残すような形で考えています。

以上であります。

副委員長（柿崎由美子君） 神田委員。

委員（神田壽昭君） 長年の私たちの生活水であった多寄の簡易水道がそういう状況にあるということではありますが、幸いにしても今上土別からきれいな水でありますし、今上土別の水源についてどんな状況になったのか。最後にお伺いしたいと思います。

副委員長（柿崎由美子君） 佐々木上下水道課長。

上下水道課長（佐々木辰彦君） 上土別の水源の関係でございますけれども、上土別の内大部浄水場の水源については、約810ヘクタールの国有林で、なおかつ水源涵養保安林ということで、健全な状態で今保たれております。

あと今の日向の浄水場の水源林については231ヘクタールほどあるんですけれども、その3.5倍も取水面積を持ってございますので、昭和56年に通水を開始してから、濁水というようなことの問題はございませんでした。加えて水量が十分にあるということから、色度の問題というものもなく、水量、水質ともに安定した水源というふうに思っております。

更にこれについては、上川北部の森林管理署に再度お尋ねしたところ、平成24年までについては、この地区の伐採計画はございませんということで、その後の伐採計画がまた始まればというふうな懸念もございまして、再度確認をさせていただきましたら、この伐採計画が樹立する前には、市町村に対して事前協議が行われて、仮に伐採ということになったとしても、皆伐というような手法はなくて、間伐ということで、35%という制限も加えられているということです。

更に細かいことを聞きましたら、沢から50メートル以上離れたところまでしか伐採も行わないし、あとその伐採については業者に委託というか、発注をするわけなんですけれども、その分については冬期に施行するというので、河川の影響はほとんどないというような回答をいただいております。

以上です。

副委員長（柿崎由美子君） 神田委員。

委員（神田壽昭君）　そういうふう安心して供給できるというふうにお聞きしましたし、ぜひ今後も安定的に供給できることをお願いしたいと思います。

予定時間が大幅に延びましたが、以上で私の総括質問を終わります。

ありがとうございました。

副委員長（柿崎由美子君）　お諮りいたします。まだ総括質問が続いておりますが、本日の委員会はこれをもって終わることにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

副委員長（柿崎由美子君）　御異議なしと認めます。

よって、本日の委員会はこれをもって終わります。

なお、あすは午前10時から議場において委員会を開きますので、御参集願います。

御苦労さまでした。

（午後　3時50分閉議）